

対内直接投資及び対外直接投資に関する調査
- 報告書 -

平成 18 年 3 月

三菱 UFJ リサーチ & コンサルティグ株式会社

目次

| | |
|---|----|
| はじめに | 1 |
| 1. 米国の外資規制 | 3 |
| (1) 対内直接投資に関する基本政策 | 3 |
| (2) 対内直接投資に関する規制 | 4 |
| 1) 分野横断的規制 - エクソン・フロリオ条項 | 4 |
| 2) 分野別規制 (連邦政府) | 15 |
| (3) その他の規制 (州法) | 23 |
| 2. 英国の外資規制 | 25 |
| (1) 対内直接投資に関する基本政策 | 25 |
| (2) 対内直接投資に関する規制 | 25 |
| 1) 分野横断的規制 | 26 |
| 2) 分野別の外資規制 | 29 |
| (3) 今後の方向 | 38 |
| 3. フランスの外資規制 | 39 |
| (1) 対内直接投資に関する基本政策 | 39 |
| (2) 対内直接投資に対する規制 | 39 |
| 1) 分野横断的規制 | 39 |
| 2) 例外としての新外資規制 | 41 |
| 3) 統計目的で事前届出を要する投資案件 | 43 |
| (3) 今後の方向 | 44 |
| (4) 参考: OECD のフランス対内直接投資に関する調査報告 | 44 |
| 1) 報告書から推測されるフランス政府の外資規制に対する基本的な考え方 | 44 |
| 2) 規制緩和以前の典型的なふたつの規制形態 | 45 |
| 4. ドイツの外資規制 | 48 |
| (1) 対内直接投資に関する基本政策 | 48 |
| 1) 基本政策 | 48 |
| (2) 対内直接投資に対する規制 | 48 |
| 1) 分野横断的規制 | 48 |
| 2) 例外としての武器製造業に関する規制 | 51 |
| (3) 今後の方向 | 53 |

| | |
|---|----|
| 5 . 欧州連合（EU）の外資規制..... | 55 |
| (1) 対内直接投資に対する基本政策..... | 55 |
| (2) 対内直接投資に対する規制..... | 56 |
| 1) 資本移動の自由に対する EC 法上の例外措置..... | 56 |
| 2) その他の EC 法上の例外措置..... | 58 |
| 3) 判例法上の例外措置..... | 59 |
| (3) その他..... | 59 |
| 1) 強制的措置..... | 59 |
| 2) 最近懸案となっている事案と EU の対応..... | 60 |
| 3) 黄金株..... | 61 |
| (4) 今後の方向..... | 64 |
| 6 . 我が国および発展途上国への示唆..... | 65 |
| (1) 東アジアの投資関連法制..... | 65 |
| 1) 国際フォーラムでの議論..... | 65 |
| 2) 主要アジア各国の投資に関する法制度の現状..... | 65 |
| (2) 先進国の外資規制に関する現状を踏まえた我が国および途上国への示唆..... | 69 |
| 参考資料 I 対内直接投資（外資）規制の論点..... | 73 |
| 参考資料 主要法令（原文・抜粋）..... | 74 |

はじめに

本報告書は財務省国際局調査課の委託により三菱 UFJ リサーチ & コンサルティングが実施した「対内直接投資及び対外直接投資に関する調査」についての報告書である。

平成 15 年 3 月に対日投資会議が決定した「対日直接投資促進策の推進について」にも謳われているとおり、対日直接投資は、新しい技術や革新的な経営ノウハウをもたらすとともに、新商品、サービスの供給やリスクマネーの提供を通じて、雇用機会の確保にもつながるため、経済活性化の有効な手段である。そこで、我が国においては対日投資会議および同専門部会での議論をも踏まえ、対日投資拡大に向けた取組み¹が行われているところである。平成 16 年度の届出・報告ベースでの対内直接投資は、合計金額 37,459 百万ドルと、10 年前の 10 倍近い水準となっている。業種としては、10 数年前には機械や化学などの製造業分野が多かったのに対し、近年では金融や通信等の非製造業分野が中心となっている。

こうしたなか、対内投資の増加および株式保有・出資のあり方の急激な変化などを踏まえ、本年 10 月に電波法および放送法が改正され、地上放送についてこれまでの直接出資規制に加えて間接出資規制が導入された。この際、米国やフランス等の諸外国においてもこの分野で間接出資規制が存在することが規制導入の根拠として挙げられており、我が国の規制を検討する上で諸外国の制度の現状やその背景が有益である好例となっていた。

諸外国の外資規制に目を向けると、米国では、いわゆる「エクソン・フロリオ条項」に基づき、財務省の米国内外国投資委員会（CFIUS）が安全保障の観点から投資審査を行う権限を有するとともに、連邦レベルでは航空、海運、エネルギー、金融といった分野に外資規制が存在するが、2001 年の同時多発テロ以降、安全保障に対する認識が高まったことが審査に影響を与えているとの見方もある。また、フランスに関しては、本年夏、米国企業がフランスの代表的な食品・飲料メーカーの買収に動くとの観測が流れたため危機感が強まったことを契機に、外資参入規制を強化する法案を欧州議会に提出する方向であるとの新聞報道があった。

このように、各国とも、対内直接投資の奨励策をとり、全般的には規制緩和を進めながらも、安全保障、需給調整、さらには国益の維持などを目的に規制政策が維持・導入されているのが現状である。

主要国の外資規制に関わる法・規制、運用の現状と方向性について把握することは、今後の我が国の対日直接投資促進のための施策及び適切な規制のあり方の検討にとって有用

¹ 「Invest Japan」と呼ばれる総合案内窓口の設置(<http://www.investment-japan.net/jp/index.htm>)を含む投資促進のプログラムが行われている。

であるとともに、開発途上国に対して紹介することを通じて対開発途上国投資の拡大に資することもできる。そこで、主要国の対内直接投資に係る外資規制の現状と最近の議論について調査を行った。

1. 米国の外資規制

(1) 対内直接投資に関する基本政策

米国の基本的な投資受入政策は、外資と内資を差別せず、個別の特定分野を除いて開放的であると言える。むしろ、州、市、郡のレベルでは外資および内資に対する投資誘致政策が採られている²。米国財務省のホームページによれば、「米国は外国からの米国への対内直接投資を歓迎(welcome)するとともに、外国投資家を公正かつ同等に扱う³」としている。しかしながら、国家安全保障を守るための例外的な制限として、エクソン・フロリオ条項(Exon-Florio provision⁴)があると位置付けている。

なお、米国への外国投資に関しては、国際投資・サービス貿易調査法(The International Investment and Trade in Services Survey Act: IITSSA, 22 U.S.C. 3101 et seq.)に基づき、外国企業が10%の議決権付株式を取得する場合(100億ドル以下、あるいは200エーカー以下が個人使用目的の不動産取得を除く)、商務省経済分析局(Bureau of Economic Analysis: BEA⁵)に報告を提出しなければならない⁶。その統計は、経済分析局が取りまとめているが、「純粋な統計データであり、全ての情報はホームページを通じて提供している」。また、こうした統計に基づく「対米外国投資についての諮問活動や政策分析は行っていない」⁷。これは、「商務省国際商務首席法律顧問局(Office of the Chief Counsel for International Commerce)⁸が対外貿易に関する政策的・法的なインプットを行っているのとは対象的である」⁹。

さらに連邦貿易委員会は競争政策の一環として外国人(個人・法人)による米国企業の取得に関して報告義務を設けるハート・スコット・ロディノ法¹⁰を所轄している¹¹。

以上の現状を踏まえ、対内直接投資に関する規制を検討する本調査の趣旨に鑑み、以下では、米国の外資規制を俯瞰すべく、先ず連邦レベルの分野横断的規制であるエクソン・フロリオ条項について検討し、続いて連邦レベルの個別分野の規制について俯瞰する。さ

² 三菱東京UFJ銀行『海外投資ガイドブック-アメリカ合衆国』、2004年。

³ 米国財務省ホームページの外国投資委員会に関する説明。
(<http://www.treas.gov/offices/international-affairs/exon-florio/>)

⁴ (<http://uscode.house.gov/download/pls/50A.txt>)

⁵ (<http://www.bea.gov/bea/di1.htm>)

⁶ 米国商務省「対内投資報告要求」のサイト(<http://www.osec.doc.gov/ogc/occic/invest.html>)

⁷ 米国商務省「対内投資報告要求」担当官への電話インタビューによる(2006年3月1日)

⁸ http://www.ogc.doc.gov/intl_comm_home.html

⁹ 前出電話インタビューによる。

¹⁰ 1976年に制定された反トラスト法改正法。the Hart-Scott-Rodino Antitrust Improvements Act, 新規則は2002年4月17日施行。(<http://www.ftc.gov/opa/2005/12/fyi0582.htm>)

¹¹ 三菱東京UFJ銀行、前出。

らに州レベルの現状について、ニューヨーク州を例としつつ概観することとする。

(2) 対内直接投資に関する規制

1) 分野横断的規制 - エクソン・フロリオ条項¹²

(a) エクソン・フロリオの概要

エクソン・フロリオ条項とは、1950年国防生産法第721条(Section 721 of the Defense Production Act of 1950)を修正する1988年包括通商・競争力法第5021条(Section 5021 of the Omnibus Trade and Competitiveness Act of 1988)によって規定される修正条項の通称である。

同条項は、外国人(政府・法人を含む)による米企業買収・合併・取得が米国の国家安全保障に脅威を与えると判断される場合に同条項が適用される。

同条項に基づき、大統領は以下の場合に外国による米国企業の買収を停止または禁止することができる。

- (1) 米国企業の支配権を実行する外国企業が、国家安全保障に脅威を与える行動に出る可能性を示す確かな証拠があり、
- (2) 国際緊急経済法を除いて、国家安全保障を守るための適切かつ効果的な権限を与える条項がない場合。

大統領の決定を補助するために、同条項では大統領または大統領の被指名人であるCFIUSに対して外国企業による米国企業の買収・合併に関し、書面で通報を受けることとしている。CFIUSは通報を受けた後、当該取引の調査(review)を行う。場合によっては「審査(investigation)」が必要となる場合がある。審査は通報の受諾から30日以内に開始し、45日以内に終了しなければならない。

行政訴訟または法的手続に付される場合を除き、申請を行う企業によって提供された情報は公開されない(ただし、下院ないし権限を付与された下院委員会・小委員会に対する公開を妨げるものではない)。

エクソン・フロリオ条項は、大統領または被指名人が国家安全保障に対する外国企業による買収の影響を決定する際に勘案してよい要因として、以下の項目を規定している。

- (1) 国防に必要と見込まれる国内生産

¹² 本稿のエクソン・フロリオ条項に関する説明は、前出米国財務省ホームページの概要説明を適宜抄訳のうえ、諸情報により補完したものである。

- (2) 人的資源、製品、技術、資材ならびにその他の供給およびサービスを含む国内産業の国防要求を満たす能力（capability and capacity）
- (3) 外国人による国内産業と商業活動の支配が国家安全保障の要求を満たす米国の能力に与える影響
- (4) 軍需製品・設備の取引、あるいはテロリズム、ミサイル技術の拡散、または化学・生物兵器を支持する外国の技術に対する潜在的影響
- (5) 米国の国家安全保障に影響する分野の米国の技術的主導権に対する潜在的影響。

上記に加え、「バード修正条項（Byrd Amendment）と呼ばれる 1993 会計年度国防権限法（the National Defense Authorization Act for Fiscal Year 1993）セクション 837（a）条¹³がエクソン・フロリオ条項を改正し、以下の場合において審査（investigation）が要求されることとなった。

- ・ 買収者が外国政府によって支配されている、または外国政府を代表している場合、および
- ・ 買収が米国の国家安全保障に影響を与え得る州際取引に従事する人を支配する場合

（b）エクソン・フロリオ条項の実施機関¹⁴

エクソン・フロリオ条項は、財務省が委員長を務める Committee on Foreign Investment in the United States: CFIUS（米国内外国投資委員会¹⁵）が実施する。

CFIUS は、1975 年大統領命令（Executive Order 11858）に基づき、米国への外国投資を監視し、影響を評価するために設立された。1988 年には、大統領令 12661 によって、セクション 721 に基づく大統領権限が委譲された。委譲された権限は、外国買収の通報を受けること、個別の買収が審査対象となるか決定すること、要すればエクソン・フロリオ条項に基づき審査を実行することが含まれる。さらに同大統領指令によって、CFIUS は調査結果に基づき大統領に対して報告書と勧告を提出する権限を付与された。

下院決定に応え、1993 年大統領令 12860 によって CFIUS のメンバーは拡大され、科学技術政策局長（Director of Office of Science and Technology Policy）国家安全保障担当大統領補佐官、経済政策担当大統領補佐官が加わった。2003 年 2 月には、国土安全保障省が加わり、

¹³ Section 721 of Pub. L. 100-418, 102 Stat. 1107, made permanent law by section 8 of Pub. L. 102-99, 105 Stat. 487 (50 U.S.C. App. 2170) and amended by section 837 of the National Defense Authorization Act for Fiscal Year 1993, Pub. L. 102-484, 106 Stat. 2315, 2463.

¹⁴ 本項目は、米国連邦財務省のホームページにおける CFIUS に関する概要説明の抄訳に、関連する法の条項等やヒアリング結果等を加えたものである。

¹⁵ CFIUS の日本語訳は複数存在しているが、本稿では最も実態に近い「米国内外国投資委員会」を用いる。

財務省長官の議長の下、メンバー数は12となった。その他のメンバーは、国務省、国防総省、商務省、司法長官、行政管理予算局、米国通商代表（USTR）、大統領経済諮問委員会議長である。

【CFIUS メンバーの拡大】

| 機関名 | 機関内担当部署：任務 | 加入年 根拠大統領令 |
|-----------|--|---|
| 行政府 | | |
| 財務省（議長機関） | 国際投資オフィス：米国内の外国投資および米国の対外投資の政策調整 | 1975年 (i) Executive Order (E.O.) 11858 |
| 商務省 | 国際貿易局：貿易促進、国際商業政策、市場アクセスおよび通商法の執行 | |
| 国防総省 | 防衛技術安全保障局：防衛関連製品・サービス・技術の国際移動に係る貿易技術安全保障政策の立案と施行 | |
| 国務省 | 経済ビジネス関係局：貿易・国際金融・開発を含む外国経済関係の政策の立案と実施 | |
| 法務省 | 刑事部：連邦刑事法の発展・執行・監視等 | 1988年 (iii) E.O. 12661 |
| 国土安全保障省 | 情報分析・インフラ防衛：国土の現在および将来の脅威を把握・分析等 | 2003年 (v) E.O. 13286 |
| 大統領府 | | |
| 経済諮問委員会 | 大統領に政策諮問を行うことを目的に国家経済を分析・評価 | 1980年 (ii) E.O. 12188 |
| 米国通商代表部 | 全ての通商交渉の実施および通商政策の立案 | |
| 行政管理予算局 | 連邦政府の行政評価・立案・管理と連邦予算の管理 | 1988年 (iii)に同じ |
| 国家経済会議 | 経済政策の意思決定の調整と大統領への経済政策の諮問 | 1993年 (iv)E.O. 12860b |
| 国家安全保障会議 | 大統領に対する国家安全保障全般に関する助言と補佐 | |
| 科学技術政策局 | 連邦政府の政策や計画等に係る科学技術に関する分析を大統領に提供 | |

出所）米国政府説明責任局（GAO）報告書、米国連邦財務省ホームページ等より三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

エクソン・フロリオ条項関連の規制は、大統領が実施規制を発令することを求めている。これらの規制は1991年に発布された。規制では、自主的通達システムが構築され、さらに、CFIUS メンバー機関が未通達取引について通報する可能性も残されている。当事者が通報するか否かにかかわらず、本条項の範囲内のいかなる買収に関しても、大統領は国家安全保障を守る完全な権限を有する。

エクソン・フロリオ条項関連の規制は国家安全保障を定義していない。ただし、前文では、米国の国防の要求に重要な製品、サービスおよび技術は国家安全保障にとって重要で

あるとの指針を与えている。通達は自主的ではあるが、CFIUS は通達内容は適切なものと認識したうえで審査にあっている。なお通達内容は、エクソン・フロリオ規則 (31 § CFR Part 800.402 Contents of voluntary notice) に規定されている。

(c) エクソン・フロリオ条項の審査対象

エクソン・フロリオ条項に基づく審査対象範囲に関しては、下位法である連邦規制において定められている。

【エクソン・フロリオの通達の範囲】

連邦規制第 31 編第 800.301 条¹⁶ 第 721 条の下の買収取引

(a) 第 721 条は次の買収に適用される

- (1) 効力を発する日までに提案または審査中であり、
- (2) 外国人による、または外国人とともに行われ、
- (3) 米国州際取引を行う人 (法人) の外国による支配 (control) を結果としてもたらし得る。

(b) 第 721 条の下の買収取引は次を含むがこれに限定されるものではない

(1) ~ (3) (略)

(4) 米国内に存在するビジネスの外国支配を結果としてもたらし得る外国人によるまたは外国人とともに行う提案されたまたは完了した買収 (三菱 UFJ リサーチ & コンサルティグ注 : ドバイ・ポーツ事案はこれにあたる) 。

(5) 米国人と外国人による契約等による合併事業であり、米国人が現存するビジネスに貢献しているところ、外国人が合併により支配を持つようになる場合。

「外国人 (foreign person)」の定義は同じ連邦規則第 800.213 条に示されている。すなわち「(a)外国籍の人、または (b)外国の利益により支配が行使されているまたはされ得る機関¹⁷」としている。

外国による「支配」の定義は、同じ連邦規則第 31 編第 800.204 条に規定されている。すなわち、「支配」とは、行使するか否かを問わず、過半数または支配力ある少数の株式の保有、契約、その他の手段で意思決定、指示等を行う直接または間接的な権限 (power) を言う。

¹⁶ 56 FR 58780, Nov. 21, 1991, as amended at 59 FR 27179, May 25, 1994

¹⁷ http://a257.g.akamaitech.net/7/257/2422/08aug20051500/edocket.access.gpo.gov/cfr_2005/julqtr/31cfr800.213.htm

なお、続く連邦規制第 800.302 条では、第 721 条の下の買収に含まれない取引について規定しており、例えば支配権に変更をもたらさない株式分割、親会社による買収、支配権に係らない株式取得等は対象外とされる。

さらに、連邦規則第 800.303 条（融資取引）では、支配権に影響を及ぼす融資取引を第 721 条の対象と規定している。

また、エクソン・フロリオ条項は企業の自主通達に基づく。自主通達の内容に関し、連邦規則に詳細な規定が設けられている¹⁸。

（d）エクソン・フロリオ条項に基づく審査手続き

法および CFIUS 事務局の公式見解によれば、財務省国際投資局が CFIUS の事務局を務め、通達を受領のうえ、CFIUS メンバー省庁にも回覧。調査・審査をコーディネートする。調査・審査は「ケース・バイ・ケース（a case-by-case basis）で行われる。エクソン・フロリオ条項は通達受理後 30 日以内に調査（review）を行い、その後 45 日延長して審査（review (or "investigation"））を完了させる。報告書は大統領に提出され、大統領は 15 日以内に最終的な決定を行う。全体の過程は 90 日を越えてはならない。大統領は、取引の停止または禁止を命じる措置を採るかどうかが議会に対して報告する。

実際の手続きは、事務局は CFIUS メンバー省庁および必要に応じて非メンバー（エネルギー省、NASA 等）の関係省庁に通報を回付する。ここまでは通常、E メールベースであるという。これに対して他省庁からの質問を受け付け、事務局が通報元に確認を取りつつ回答する。他省庁が問題があると判断すればそれぞれ必要に応じて「政策レベル」に上げて検討し、実際に会合を持つこともある。30 日間の調査（review）期限内に解決しなければ、次の 45 日の審査（investigation）期間に入ることとなる。

審査（investigation）中は、問題があると判断する省庁と通報元の企業等との直接協議が数次にわたって持たれ、交渉を通じてビジネスプランの変更等が合意に至れば解決となる。交渉をリードするのは、事案に問題があると判断する他省庁である。財務省は事務局として協議に参加すること、協議の詳細の報告を受けることができる。

もし 75 日以内に解決されない場合には、通報元の企業等は通報を再提出することができる。

通報元の企業等へのコミュニケーションは財務省が事務局として担当する¹⁹。

¹⁸ Sec. 800.402 Contents of voluntary notice. 56 FR 58780, Nov. 21, 1991, as amended at 59 FR 27179, May 25, 1994

¹⁹ 米国連邦財務省 Office of Assistant Secretary for International（エクソン・フロリオ条項の実施を行う CFIUS の運営を担う事務局へのインタビューより。

なお、通報件数や審査案件等について年次報告書を出したり、件数に関する統計をまとめたりしているわけではないが、CFIUS 発足以来、通算 1600 件の通報を受けている。年度によって異なるが、平均すると処理件数が明らかになる。このうち 95%はルーティーンの確認作業 (review) に留まる。残る案件は省庁が懸念を表明し、審査 (investigation) 対象となる²⁰。

(e) エクソン・フロリオ条項のこれまでの発展と運用

エクソン・フロリオ条項の発展

これまでエクソン・フロリオ条項を担う CFIUS の権限が累次の大統領令によって強化、拡大されてき背景には安全保障に関する環境変化がある。たとえば、従来型の宇宙産業、防衛産業といった重要セクターに加え、電気通信等新たなセクターも重要性を増している。さらには、9.11 の影響もあると、CFIUS 事務局は認識している。

CFIUS における審査件数

CFIUS は年次報告書を発行しているわけではなく、連邦財務省による記者発表資料や米
国政府説明責任局(GAO²¹)の報告書等において通報・処理事案の年別件数を公表する以外、
統計的な分析は行っていない²²。

例えば、2006 年 3 月連邦財務省広報オフィスが後述するドバイ・ポートの買収事件に関
連して公表した資料²³によれば、1988 年にエクソン・フロリオ条項が発効して以来の CFIUS
の審査にかかわる統計データは次のとおりである。

- ・ 発効から今日に至るまでに通達を受理し調査 (review) した件数は 1,604 件。このうち多くは国家安全保障上の危険がないとみなされるか、調査機関の間に対応がなされた。
- ・ 今日まで、25 件が審査 (investigation) に付され、そのうち 12 件が大統領に報告された。
- ・ 大統領に報告された 12 件のうち、11 件に対して大統領は措置を採らなかった。
- ・ 1 件のみ、大統領は外国人買収者に対し、当該外国人買収者が米国企業において保

²⁰ 同上。

²¹ Government Accountability Office (<http://www.gao.gov/>)。議会に対して報告義務を迫る独立機関であり、連邦政府機関等による政策や活動の評価を目的とする。

²² 連邦財務省 CFIUS 担当者に対するインタビューより。通報・審査案件における投資母国、業種、投資先等について質したが、そうした統計は整備していないとの応答であった。

²³ 財務次官補が連邦議会軍部委員会に対して行った証言を広報資料としたもの。U.S. Treasury Department Office of Public Affairs, “Testimony of Clay Lowery, Assistant Secretary International Affairs, U.S. Department of the Treasury, Before the Committee on Armed Services,” March 2, 2006.

有するに至った利益を売却することを命じた。

- ・ 大統領への報告には至らなかった 1 件の事案について、外国人買収者は自主的に買収した資産を手放した。
- ・ 審査に至った 25 件のうち、7 件は 2001 年以降の事案であり、大統領命令に至った 1 件もこの時期の事案である。

上記の発表資料は 2006 年 3 月までの事案数が反映されているものであるが、2004 年までのデータに関しては GAO の報告書から年次毎の実績が以下のとおり明らかにされている。

【CFIUS におけるの事案調査・審査件数】

| (年) | 外国による 買収 (件) | 通報 (件) | 買収 注 1 (件) | 審査 注 2 (件) | 審査開始後 の通報撤回 (件) | 大統領決定 (件) |
|------|--------------------|-----------|------------------|------------------|-----------------------|--------------|
| 1988 | 869 | 14 注 3 | n.a. | 1 | 0 | 0 |
| 1989 | 837 | 200 | n.a. | 5 | 2 | 1 注 4 |
| 1990 | 839 | 295 | n.a. | 6 | 2 | 0 |
| 1991 | 561 | 152 | n.a. | 1 | 0 | 0 |
| 1992 | 463 | 106 | n.a. | 2 | 1 | 0 |
| 1993 | 554 | 82 | n.a. | 0 | 0 | 0 |
| 1994 | 605 | 69 | n.a. | 0 | 0 | 0 |
| 1995 | 644 | 81 | n.a. | 0 | 0 | 0 |
| 1996 | 686 | 55 | n.a. | 0 | 0 | 0 |
| 1997 | 640 | 62 | 60 | 0 | 0 | 0 |
| 1998 | n.a. | 65 | 62 | 2 | 2 | 0 |
| 1999 | n.a. | 79 | 76 | 0 | 0 | 0 |
| 2000 | n.a. | 72 | 71 | 1 | 0 | 1 注 5 |
| 2001 | n.a. | 55 | 51 | 1 | 1 | 0 |
| 2002 | n.a. | 43 | 42 | 0 | 0 | 0 |
| 2003 | n.a. | 41 | 39 | 2 | 1 | 1 注 5 |
| 2004 | n.a. | 53 | 50 | 2 | 2 | 0 |
| 合計 | n.a. | 1524 | (451) | 23 | 11 | 3 |

注 1) 一度撤回された後に再度通報された事案は、最初に通報があった年に含まれる。

注 2) 審査件数は、対象事案の通報があった年に含まれる。

注 3) 通報の開始は 1988 年 9 月。

注 4) 後述する

注 5) いずれの決定事案とも大統領は措置を採らず、それによって買収取引は許可された。

出所) 2000 年 6 月 (1996 年まで。元データは商務省)、2002 年 9 月および 2005 年 9 月 (元データは財務省) に発表された 3 件の GAO 報告書²⁴の情報を統合のうえ三菱 UFJ リサーチ & コンサルティグ作成。

以上のとおり、2004 年までの統計データと 2006 年 3 月の段階での公表情報を併せて考えると、近年、通報案件・審査案件とも制度の導入後 5 年程度は多かったものの、その後安定的に推移しており、CFIUS は一定の重要性を保っていると言えよう。

過去の重要事案

前項でも見たとおり、エクソン・フロリオ条項に基づき CFIUS に通報された事案の殆どが通報後 30 日以内の調査を経た後、買収取引に至っている。その後の審査段階に付された事案はこれまで 25 件と多くなく、大統領によって差し止め命令の対象となって事案は 1 件のみに留まっている。そこで、これまでの代表的な事案および日系企業が関連する事案について以下に概観する。なお、CFIUS における検討プロセスは情報開示の対象とはなっていないため、情報の出所は企業の発表、当局側の発表および報道等に限られる。

中国国営航空技術輸入公司 (CATIC²⁵) によるマムコ社 (MAMCO Manufacturing Company) 買収

本件は、CFIUS による審議の中で、唯一の大統領による禁止命令が発布された事案である。

中国政府所有である CATIC は、シアトルの航空機部品製造会社であるマムコ社の買収を計画した。中国人民軍の調達に CATIC を通じて行われていたという²⁶。CFIUS における審査を経て、1990 年 2 月、ブッシュ大統領は大統領令によって CATIC はマムコ社買収からの撤退を正式に命じた²⁷。同大統領のなかで、ブッシュ大統領は CATIC によるマムコ社の支

²⁴ United States Government Accountability Office, “Report to Congressional Requesters: Defense Trade - Enhancements to the Implementation of Exon-Florio Could Strengthen the Law's Effectiveness,” GAO-05-686, September 2005 および “Report to the Chairman, Subcommittee on National Security, Veterans Affairs, and International Relations, Committee on Government Reform, U.S. House of Representatives: Defense Trade – Mitigating National Security Concerns under Exon-Florio Could Be Improved,” GAO-02-736, September 2002.

²⁵ China National Aero-Technology Import & Export Corp. (CATIC)

²⁶ James K. Jackson, “The Exon-Florio National Security Test for Foreign Investment,” Congressional Research Service, CSR Report for Congress, RS22197, July 15, 2005.

²⁷ Order on the China National Aero-Technology Import and Export Corporation Divestiture of

配は安全保障上の脅威となると信じるに足る証拠があるとしている。なお、ブッシュ政権には、CATIC が中国人民軍の空軍に部品調達を行うといった「数奇な歴史 (checkered history)」を持つと明言する高官もいたという²⁸。

レノボ社による IBM 買収案件

2004 年 12 月、IBM は PC 事業を中国パソコンメーカー最大手のレノボ (Lenovo) グループに対し、17 億 5000 万ドルで売却すると発表した。通報をうけ、CFIUS は 30 日間の調査 (review) を行った。この間、下院議員が財務省に対し、本事案の取引によって高度な技術と企業資産が中国政府の手に渡る恐れがあると表明し、延長審査を求める書簡を提出した²⁹。企業側の買収修正内容等を CFIUS が受入れず、審査プロセスに入ったものの、45 日間の審査 (review) の期限終了を待たずに、2005 年 3 月買収を認めた。³⁰

中国海洋石油のユノカル買収

海上石油と天然ガスの探査・調査・開発・生産を行う中国海洋石油有限公司 (CNOOC) は、2005 年 6 月、米国石油メジャーのユノカル社の買収を提案した。提案額は、既にシュブロン社が示していた額を上回る 185 億ドルであった。CNOOC は 7 月、CFIUS に買収計画を通報した。

その後、下院軍事委員会は公聴会を開催し、買収が実現した場合には米国の安全保障を脅かす恐れがあるとの立場から CFIUS に厳格な審査を求めた³¹。さらに、米国議会は、CFIUS の審査を経て米政府が中国海洋石油によるユノカル社買収を承認する前に、当時審議中であった包括エネルギー法案の中に「当買収提案について政府による審査期間を 141 日間延長する」という条項を入れたうえで成立させ、これによりユノカル社が予定していた株主総会による買収受託の承認が日程的に実現不可能となった。中国海洋石油会社は結局、8 月に買収提案を撤回した³²。

NTT コミュニケーションズによる Verio 社買収

2000 年 8 月、NTT コミュニケーションズによる、インターネットサービスプロバイダー

MAMCO Manufacturing, Incorporated

February 1, 1990 (<http://bushlibrary.tamu.edu/research/papers/1990/90020111.html>)

²⁸ Statement by Nicholas Eftimiades Author, "Chinese Intelligence Operations" before the Joint Economic Committee United States Congress, May 20, 1998

http://www.fas.org/irp/congress/1998_hr/eftimiad.htm

²⁹ 各種報道より。例えば、<http://www.computerworld.jp/topics/ma/10811.html>。

³⁰ 各種報道より。例えば、Internetnew.com

(<http://www.internetnews.com/bus-news/article.php/3463471CNET>)、

(<http://japan.cnet.com/news/ent/story/0,2000047623,20080299,00.htm>)

³¹ ジェトロ通商弘報 (<http://www.jnews.jetro.go.jp/cgi-bin/newsb/wlnews.cgi?id=shiten&no=55>)

³² メディア情報等による。例えば、吉川由紀枝「中国海洋石油のユノカル社買収騒動から窺える米国の対中感」(<http://mitsui.mgssi.com/compass/0510/07.pdf>)

である Verio 社の買収に関し、CFIUS は審査の結果、大統領への本取引の中止または禁止の命令をする必要がないと結論した。これによって NTT Com による Verio 社の株式公開買付 (TOB) が完了された³³。CFIUS は、日本政府による同社への関与を禁じる合意を取り付けることによって買収取引を許可したとされる³⁴。

香港およびシンガポール企業によるグローバル・クロッシング社 (Global Crossing)

香港ハッチンソン・ワンポア社 (Hutchinson Whampoa Ltd.) およびシンガポールの ST テレメディア社 (Telemedia) は、米国のグローバル・クロッシング社の買収を計画した。CFIUS の審査過程では、米国政府はグローバル・クロッシング社の光ファイバーネットワークが海外からの盗聴に対する脆弱性の原因となることを懸念した。同時に買収側となる予定であった香港のハッチンソン社は、連邦議会から中国軍部との関係を指摘された。そこで、ハッチンソン社は買収への参加度合いを下げた提案を行ったものの、結局、30 日間の調査 (review) の後に 45 日間の審査 (investigation) が行われ、ハッチンソン社は買収に参加せず、グローバル・クロッシング社における米国人取締役の起用を提案した ST テレメディア単独の買収となった³⁵。2003 年 9 月、グローバル・クロッシング社は CFIUS が ST テレメディア社による買収を認めたと自社広報によって発表した³⁶。

以上のとおり、よく知られる審査事案 5 件を概観した。本年 3 月に解決を見たばかりのドバイ・ポーツ事案 (後述) も含め、事案毎に安全保障への脅威が異なり (ネットワークによる盗聴、エネルギー、港湾等) 投資母国も多様である。さらに、解決方法も異なっている。安全保障の概念が多様化し、投資母国としても中国が台頭するなか、次にエクソン・フロリオ条項の課題を検討する。

(f) エクソン・フロリオ条項の課題と今後の展開³⁷

エクソン・フロリオ条項の運用の課題

エクソン・フロリオ条項および CFIUS に関して、GAO が 1990 年代後半から数度に渡り、議会に対する報告書³⁸を提出してきたことに加え、その他の有識者等が問題点を指摘し、改

³³ NTT 報道発表資料 (<http://www.ntt.com/release/2000NEWS/0008/0824.html>)

³⁴ James K. Jackson、前掲。

³⁵ James K. Jackson、前掲。

³⁶ グローバル・クロッシング社ホームページ

(<http://www.globalcrossing.com/xml/news/2003/september/19.xml>)

³⁷ 2006 年 3 月にワシントン DC において実施したインタビュー調査の結果を中心にとりまとめた。

³⁸ GAO Acquisition and Sourcing Management Team が所轄。最も新しいものは、“Defense Trade - Enhancements to the Implementation of Exon-Florio Could Strengthen the Law's Effectiveness”, September 2005.

善の提案を行ってきた。

そのなかで指摘されてきた重要な点は、(i) 手続の非公開性等の運営上の問題、(ii) 財務省がCFIUSの事務局を務めることの妥当性、(iii) 安全保障の定義が明確に示されていないといった審査の予見可能性の低さ等である。

(i) 手続の非公開性等の運営上の問題

非公開性については、エクソン・フロリオ条項において、提出書類や審査過程が情報公開の対象外であり、全て秘匿扱いとなっている((c) Confidentiality of information³⁹)。財務省を初めとする関係省庁は、一様に非公開性が妥当だと述べている⁴⁰。ただし、GAOは非公開を維持しつつも議会への報告機能を高めることが望ましいとしている。

そのほかの運営上の問題としては、企業と関係省庁との合意(サイド・アグリーメント)がCFIUSの外で結ばれるため、合意内容が実行されているかモニタリング機能がないという点も指摘された。これについては、議会がモニタリング機能を付与する決定を行うことで解決できる⁴¹。

(ii) 財務省がCFIUSの事務局を務めることの妥当性

CFIUSの事務局を財務省が務めることに関しては、より安全保障重視の政策運営のためには、以前から国防総省に、昨今では国土安全保障省に移管すべきではないかという意見がだされてきた。しかしながら、「基本的に米国は開かれた投資政策(open investment)を志向しているために財務省が所轄しており」(財務省)、「国防総省のなかでも、政策部門が担当すると安全保障に偏りすぎた判断となってしまう。国防にばかり目を奪われると、経済的な側面を踏まえたうえでのより大きな戦略が無視されがちになる恐れがある。経済力があるから軍事力を支えられるわけであって、その逆ではない」(識者⁴²)という意見も聞かれ、財務省主導の現在の運営に対する支持は根強いと見ることができる。

(iii) 安全保障の定義が明確に示されていないといった審査の予見可能性の低さ

安全保障の定義が曖昧であることによる審査の予見可能性の低さに関しては、CFIUSの事務局である財務省をはじめ、複数の関係省庁が、「技術確認や安全保障を巡る状況等、環境の変化に対応するためには安全保障の定義を柔軟にしておくしか方法がない」としている。さらに、予見可能性と表裏一体である柔軟性を確保し、開かれた投資政策と安全保障とを両立させるためには、個別の事案の性質を多角的に見極めたうえで判断していく現在のアプローチが適切であると財務省は述べている。また、CFIUSの審査基準である、外国

³⁹ ただし、権限を付与された議会の委員会・小委員会に対する公開を妨げるものではない。

⁴⁰ 財務省、国防総省等へのインタビューより。

⁴¹ 戦略国際問題研究所 James Andrew Lewis 氏、Senior Fellow and Director of the Technology and Public Policy (経済政策と安全保障、情報技術のスペシャリスト)

⁴² Lewis 氏、同上。

所有、支配、影響力といった規定の解釈の問題が難しいとの指摘は複数の関係者から聞かれた。特に、近年の投資ファンド等の活発化により資本の国籍を確定することが難しくなっている。

アラブ首長国連邦（UAE）資本の国営港湾会社ドバイ・ポーツ・ワールド（DPW）が、米国東海岸を中心に6つの港を運営する英港湾管理会社（P&O）を買収すると発表し、米国議会において反対意見が高まるという事件が2006年3月にあった。こうした事件を契機にエクソン・フロリオ条項の運用に対する議会からの圧力がかかるという点については、財務省CFIUS事務局を初めとするCFIUSメンバー省庁関係者も認識しているところである。

GAOは、「そもそも、CFIUSのプロセスは非公開であり、昨今の事案のように大きく議会でとり上げられることは稀。議会に対しては事後的に承認を得るものの、企業の側がプレスリリースなどを通じて事案の審査の可能性や状況を公開しなければ、そもそも審査中のタイミングで議論となる理由がない」とし、DPW事件を契機とする問題点の指摘は、CFIUSの本質と関連性が薄いとの見解を示した。また、「本案件は、国家安全保障に関する深刻な問題はない（no real security concern）。背景には、議会の経済のグローバル化に対する不満、外国投資に関する理解の不足や洗練された戦略の欠如などがある」との識者の指摘もある。

グローバル化の結果としてエクソン・フロリオ条項が発効した時代とは国家安全保障の認識が異なっているとの認識は政府関係者、識者の間に共有されている模様であるが、それゆえに、エクソン・フロリオ条項の柔軟性について前向きな評価がなされている。現在のCFIUSの仕組みや機能については、修正が必要な部分もあるが、むしろ既存のCFIUSは今後も活用されるべきであり、投資政策に関しては、議会に「活気ある経済と安全保障のトレードオフを理解させる」ことが重要だという意見が複数の識者から聞かれた。

2) 分野別規制（連邦政府）

米国においては、連邦レベルで以下の分野に投資規制が存在する。これらは業法による規制であり、エクソン・フロリオ条項に優先して適用される⁴³。

連邦レベルで業法による投資規制が存在する分野としては、通信、航空・海上運送、海運、原子力等がある。また、連邦レベルと各州（およびその下の地方公共団体）に規制が存在する分野として、銀行・保険を含む金融業、運輸業等がある⁴⁴。

⁴³ 一般的な法解釈において個別法が一般法に優先するが、FCCに対するインタビューにおいてもこの原則が適用されていることが確認された。

⁴⁴ 投資規制が存在する分野については、一元化された情報があるわけではないが、UFJ 銀

(a) 通信

通信分野に関しては、州際・国際のラジオ、テレビ、有線、衛星、ケーブル⁴⁵の放送・通信が 1934 年連邦通信法 (Federal Communication Act of 1934, 47 U.S.C.) および累次の改正、下位法である規制によって規定されている。この分野の法・規制は同法に基づいて設置された独立政府機関である連邦通信委員会 (Federal Communication Commission) が所轄している。

無線局を通じた放送、ワイヤレス通信、携帯電話等のサービス提供を米国内で行うためには無線局免許 (station license) が必要だが、外国人による免許取得には、同法第 310 条に基づき外資出資比率 20% の制限、または間接出資比率等の制限を課している。さらに、同法第 214 条および同じ 310 条において、外国事業者等の米国市場参入に関する審査基準として、「通商上の懸念」、「外交政策」、「競争に対する非常に高い危険」という基準を掲げている⁴⁶。

投資規制対象となるサービス

1934 年通信法第 3 条(42)項 (47 U.S.C. 第 153 条(42)項)

(42) 局免許

「局免許」、「無線局免許」または「免許」という用語は、委員会によってその手段が指定されたものによるエネルギー・通信・無線信号の移送の装置の使用または稼働のための本編または本編に基づく委員会による規則・規制に係る権限付与の手段を意味する。

ガイドライン

「例えば、無線局免許は放送、ワイヤレスパーソナル通信サービス (PCS)、携帯電話、マイクロ波、固定ワイヤレス、航空路情報提供サービスおよび移動衛星サービス」

免許付与にあたっての外資制限

行 (旧) 『海外投資ガイドシリーズ・アメリカ』2002 年、日本貿易振興機構 (ジェトロ) ホームページ「米国；外資に関する規制」

(<http://www3.jetro.go.jp/jetro-file/search-text.do?url=010031400302>) (特に「分野別投資規制詳細」)、日米規制改革イニシアティブに基づく米国政府に対する要望、米国が他国と締結している二国間自由貿易協定における投資分野に関する留保 (例えば、米豪自由貿易協定 (http://www.ustr.gov/Trade_Agreements/Bilateral/Australia_FTA/Final_Text/Section_Index.html)) 等を参照しつつとりまとめた。

⁴⁵ " interstate and international communications by radio, television, wire, satellite and cable" (<http://www.fcc.gov/aboutus.html>)

⁴⁶ 日本政府はこれらの基準を曖昧であるとし、日米規制改革イニシアティブ等の場において規制緩和を要求している。(http://www.soumu.go.jp/s-news/2004/041015_3.html)

1934年通信法第310条(47 U.S.C. 第310条)

第310条 免許保有制限

(a) 外国政府またはその代理に対する許可もしくは保有

局免許は外国政府またはその代理に対して許可され、もしくは外国政府またはその代理によって保有されてはならない。

(b) 外国人またはその代理、外国企業等に対する許可もしくは保有

放送局または一般通信事業者または航空路情報提供または航空固定無線局免許は以下の者に対して付与されてはならず、以下の者により保有されてはならない。

(1) 外国人または外国人の代理;

(2) 外国政府の法の下に設置された企業;

(3) 5分の1以上の株式を外国人またはその代理、あるいは外国企業またはその代理によって名義上保有されている、または議決権を保有されている企業、もしくは外国法の下に組織された企業;

(4) 委員会が免許拒否または取り消しが公共の利益にかなうと判断した場合、4分の1以上の株式を外国人またはその代理、あるいは外国企業またはその代理によって名義上保有されている、または議決権を保有されている企業、もしくは外国法の下に組織された企業によって直接的または間接的に支配されている企業。

FCCによれば⁴⁷、この免許制度も通信法全体の目的であり、通信法第1条が掲げる安全保障、外交政策、通商上の懸念を達成するための政策のひとつと位置付けられる。この目的を達成するための手続としては、免許申請があった場合、国防総省、国務省および州政府に対して申請書の写しが送達され、検討に付される(47 U.S.C 214(b) Notification of Secretary of Defense, Secretary of State, and State Governor)。

手続面に関し、免許申請を受諾してからの処理期限等は規定されていない。実際の処理期間は事案の大きさや複雑さ等によって異なり、国防総省や国務省等の検討期間が影響するが、平均して6週間程度となるという⁴⁸。

免許付与にあたっての外資制限のなかで、310条(b)項(4)については、FCCがガイドラインのなかでより高いレベルの外資保有を認めるかどうか決定する裁量(discretion)を有していると説明している。この解釈については、FCCによる指令に規定があり、ケースの蓄積を踏まえて「ガイドライン」に許可基準が公表されている。しかしながら、審査側の実感として投資信託がプレゼンスを増したことから間接所有の国籍を明らかにすることは実務上の困難があるという⁴⁹。

⁴⁷ FCCに対するインタビューより。

⁴⁸ FCCに対するインタビューより。

⁴⁹ FCCに対するインタビューより。

この 310 条(b)項(4)の審査において、FCC は世界貿易機関 (WTO) 加盟国と非加盟国の間に異なる扱いを用いている。投資母国の国籍については、FCC は「主たる営業所」テスト (“principal place of business” test) といわれる方法によって決定する。そのうえで WTO 加盟国からの対米投資は公共の利益にかなうという前提に立ち、米国の競争上の懸念は生じないと判断することとなっている⁵⁰。他方で、WTO 非加盟国からの投資の場合は、効果的競争機会テスト (effective competitive opportunities (“ECO”) test)⁵¹の対象となる。このテストは米国通信市場の効果的な競争を促進するために導入されたものであり、投資家が投資母国市場に対する米国投資にあたり、法的にも実質的にも制限がないことを証明しなくてはならない。

なお、FCC から聴取した 310 条(b)項(4)に基づく事案件数は以下のとおりである。

| 年 | 申請件数 | 備考 |
|------|------|--------------------------|
| 2003 | 23 | 不許可事案 0 件 |
| 2004 | 14 | FCC の審査過程で許可されなかった事案 1 件 |
| 2005 | 10 | 行政機関の審査過程で許可されなかった事案 1 件 |

また、通信法の下で免許申請が受諾された事案においてもエクソン・フロリオ条項の審査対象となるが、運用上、申請者は平行してエクソン・フロリオ条項への対応を進めている場合が多いとされる。すなわち、FCC への免許申請前に CFIUS 事務局に対して事案の事前サウンディングを進めおき、免許が交付される時点では CFIUS による審査が円滑かつ短期間で進むような調整を了している場合が多いという⁵²。

(b) 航空

米国の国内航空産業は、1958 年連邦航空法 (the Federal Aviation Act of 1958, 49 U.S.C., Subtitle VII, Aviation Programs. 累次の改正を含む) 下位法である連邦航空規制 (Federal Aviation Regulation) によって規定されている。

米国連邦航空法の規定に基づき、国内航空運送業に関しては、従事できるのは認可を

⁵⁰ Rule and Policies on Foreign Participation in the U.S. Telecommunications Market; Market Entry and Regulation of Foreign-Affiliated Entities, Report and Order and Order on Reconsideration, 12 FCC Rcd 23891, 23896, section 9, 23913, section 50 and 23940, 111-12 (1997)(“Foreign Participation Order”), modified by Order on Reconsideration, 15 FCC Rcd 18158 (2000).

⁵¹ 1995 年から導入されている。Market Entry and Regulation of Foreign-Affiliated Entities, Report and Order, 11 FCC Rcd 3873 (1995)(“Foreign Carrier Entry Order”).

⁵² FCC に対するインタビューより。

受けた米国市民である航空会社に限られる。この場合の米国市民の要件とは、議決権の75%以上を米国市民が所有し、役員のおよそ3分の2が米国市民である場合を指す。

なお、運輸省(Department of Transportation)の一機関である連邦航空局(Federal Aviation Agency⁵³) が所轄している。

認可に関する規定

合衆国法典 49 編第 41102 条 一般、臨時およびチャーター航空便のキャリアの認可証
(a) 発行— 運輸省長官は公共の利便および必要性に応じ、米国市民に対してその市民が41108条に基づき行う申請に基づく以下の航空運送を許可する認可証を発行することができる。

- (1) 航空会社としての航空運送
- (2) 航空会社としての限られた期間の暫定的な航空運送
- (3) チャーター航空会社としてのチャーター航空運送

提供可能なサービス (例示)

第 41103 条 航空会社に対する航空貨物運送の認可証

(a) 申請— 米国市民は運輸省長官に対し、全貨物航空運送を許可する認可証の発行を申請することができる。申請書は長官が規制によって求める情報を含み、形式に則っていないなければならない。

米国市民の定義

第 40102 条 定義⁵⁴

(15)項「米国市民」とは次を意味する--

- (A) 米国市民である個人;
- (B) 全てのパートナーが米国市民の個人であるパートナーシップ; または
- (C) 代表者および取締役および経営幹部のおよそ3分の2が米国市民であり、かつ、株式議決権の75%以上が米国市民である人に所有または支配されている米国連邦法または州法(及び領域の法)の下に設立された企業または組合。

なお、認可申請手続の規定において、当局は90日以内に審査結果を示さなければならないといった期限に関する定めが設けられている(TITLE 49 § 41108. Applications for certificates⁵⁵)

⁵³ <http://www.faa.gov/>

⁵⁴

http://frwebgate.access.gpo.gov/cgi-bin/getdoc.cgi?dbname=browse_usc&docid=Cite:+49USC40102

⁵⁵ http://assembler.law.cornell.edu/uscode/html/uscode49/usc_sec_49_00041108---000-.html

合衆国法典（連邦航空法）の下位法である連邦規則集（Code of Federal Regulations⁵⁶）においても、航空サービス提供にあたっての要件として米国市民であることが規定されている。

第 14 編：航空および宇宙

第 119 部 認可：航空会社および商業運営者

第 119.33 条 一般要件

(a) 何人も以下の要件を満たさない限り直接の航空運送業者として操業することはできない—

- (1) 米国市民であること;
- (2) 航空運送業認可を有すること; および
- (3) 業務明細書を有すること（後略）。

(b) 直接の航空運送業者ではない場合、何人も以下の要件を満たさない限り、報酬のための商業旅客または貨物航空機の操業を行ってはならず、本 121⁵⁷または 135⁵⁸編の賃貸してはならない。

- (1) 米国市民であること;
- (2) 航空運送業認可を有すること; および
- (3) 業務明細書を有すること（後略）。

(c) 海運

米国の海運分野の規制は米国連邦海事管理局（US Department of Transportation Maritime Administration (MARAD)⁵⁹）によって所轄されている。MARAD は、1984 年米国海運法等に基づき、米国船社及び米国貿易に従事する外国海運企業等の運賃・役務・慣行及び協定に関する規制・監督を行う独立行政委員会である⁶⁰。

MARAD によれば、「国家安全保障と経済安全保障（both national defense and economic security）のために強力な米国商船を推進すべく、内国海上貿易は米国内で建造され、米国民によって所有・乗務され、米国船籍として登録された船舶に留保されている」と

⁵⁶

<http://ecfr.gpoaccess.gov/cgi/t/text/text-idx?c=ecfr;sid=d81d653a267f2ef375cd024556949b34;rgn=dv5;view=text;node=14%3A2.0.1.4.18;idno=14;cc=ecfr>

⁵⁷ PART 121—OPERATING REQUIREMENTS: DOMESTIC, FLAG, AND SUPPLEMENTAL OPERATIONS

⁵⁸ PART 135—OPERATING REQUIREMENTS: COMMUTER AND ON DEMAND OPERATIONS AND RULES GOVERNING PERSONS ON BOARD SUCH AIRCRAFT

⁵⁹ <http://www.marad.dot.gov/>

⁶⁰ 運輸省ホームページ(http://www.mlit.go.jp/hakusyo/kaijireport/kaihaku98/kaihaku15-1_.htm)

している。さらに、米国の水上旅客・貨物運送を規定する米国法は「ジョーンズ・アクト (Jones Act)⁶¹」(別名、1920 年商船法 (The Merchant Marine Act) であり、同法は「引き続き、米国国内海運政策の基礎である」としている⁶²。

ジョーンズ・アクトおよび下位法 (46 U.S.C. 883⁶³, 19CFR 4.80 and 4.80b) の規制によれば、米国内の拠点間の海上運送は米国で建造され、米国市民によって所有されている米国沿岸警備隊に登録された船舶を用いなければならない。米国税関がジョーンズ・アクト履行の直接の責任を持つ。この義務が免除されるのは安全保障や船舶遭難の場合に限られ、非常に稀であるとしている。

米国市民の要件に関しては、ジョーンズ・アクトの次の条項 (46 U.S.C. 883-1) に以下のとおり規定されている⁶⁴。

ジョーンズ・アクト (1920 年商船法) における「米国市民」の要件 (抄訳)

46 U.S.C § 883-1.

他条項の定めにとらえず、米国法に基づき設立された企業は、本法 316、808、835、883 条及び付則、及び船舶の書類提出に係る法の目的で用いられる用語としては、財務省による認可登録が証明できれば、以下の条件を満たす限り、米国市民であるとみなされる。

- (a) 幹部職員および役員の過半数が米国市民である;
 - (b) 90% を超える従業員が米国に居住している;
 - (c) 米国領土内の鉱工業に一義的に従事している;
 - (d) 当該企業が保有する船舶の帳簿価格合計が、資産の帳簿価格の 10% を超えない;
- そして
- (e) 75% を下回らない原材料の売買が米国国内で行われている。

また、米国においては「船舶についての事業免許や認可証は米国籍者だけに発行される」とされている⁶⁵。根拠となるのは以下の条項である。

46 U.S.C. § 7102. 市民要件 (Citizenship)

書類提出された船舶に関する個人に対する免許と登記認可 (certificates of registry) は米国市民にのみ発行される。⁶⁶

⁶¹ Wesley Jones 上院議員にちなんでつけられた法律名。

⁶² MARAD ホームページ「内国海運」(http://www.marad.dot.gov/programs/dom_ship.html)

⁶³ http://assembler.law.cornell.edu/uscode/html/uscode46a/usc_sec_46a_00000883----000-.html

⁶⁴ http://assembler.law.cornell.edu/uscode/html/uscode46a/usc_sec_46a_00000883----001-.html

⁶⁵ ジェトロ・ホームページ

⁶⁶

(d) エネルギー

原子力エネルギー法 (Atomic Energy Act of 1954, 42 U.S.C. section 2011-) によって、米国国内の何人も、原子力エネルギー委員会 (United States Nuclear Regulatory Commission) が発行する免許を保有しなければ、商業・産業目的で、原子力の利用または生産設備を州際移送・受領、製造、生産、移送、使用、輸入ないし輸出してはならない。この免許は「外国人・外国企業または外国政府の所有、管理または支配の下にあると知られているまたは思われている者には発行されてはならない」と規定されている (42 U.S.C. section 2133(d))。

同法の規制目的

42 U.S.C. § 2011. 議会による政策宣言

原子力エネルギーは平和利用と共に軍事目的での利用が可能である。そのため、米国の政策を以下に宣言する。

- (a) 原子力の開発、利用、管理は、常に最重要目的である共同防衛と安全保障への貢献の最大化を条件に、一般の福祉への貢献を最大化するよう指図されなければならない、また、
- (b) 原子力の開発、利用、管理は、世界平和を促進し、一般の福祉を発展させ、生活水準を向上させ、そして民間企業の自由な競争を強化するよう指図されなければならない。

免許要求および外国人・外国企業への付与の禁止

42 U.S.C. § 2133. 商用免許

(a) 条件

委員会⁶⁷は、本編第 2153 条⁶⁸に基づく協力合意の下、商業・産業目的で、利用または生産設備を州際移送・受領、製造、生産、移送、使用、輸入ないし輸出を認める免許を交付する権限を有する。この免許は、本編第 XV⁶⁹小編および委員会が本編の目的⁷⁰を実演するために導入し得る規制に基づき発行されなければならない。

(b)、(c) (略)

<http://frwebgate3.access.gpo.gov/cgi-bin/waisgate.cgi?WAISdocID=98641610395+0+0+0&WAISaction=retrieve>

(Pub. L. 98-89, Aug. 26, 1983, 97 Stat. 540.)

⁶⁷ 米国原子力委員会 (The United States Atomic Energy Commission)

⁶⁸ § 2153. Cooperation with other nations

⁶⁹ SUBCHAPTER XV—JUDICIAL REVIEW AND ADMINISTRATIVE PROCEDURE

⁷⁰ 「42 U.S.C. § 2011. 議会による政策宣言」の目的を指す。

(d) 制限

第 2153 条または第 2139 条に基づく協力合意による製品や設備の輸出を除き、米国の管轄外にある活動を行う何人にも免許は与えられてはならない。外国人、または外国人・外国企業または外国政府の所有、管理または支配下にあると委員会が承知しているか、信ずるに足る理由がある如何なる組織に対しても免許が発行されてはならない。如何なる場合でも、免許の付与が共同防衛と国家安全保障または公共の健康と安全に有害となると委員会が判断する何人にも免許が付与されてはならない。

(3) その他の規制(州法)

既述のとおり、連邦制の米国では、州法による投資に係る規制が存在している。

銀行・保険を含む金融業、運輸業、不動産業等は、連邦レベルと各州(およびその下の地方公共団体)に規制が存在する。以下に例として銀行、保険についてまとめる。

1) 銀行

銀行業に関しては、連邦政府と州政府に規制権限がある。

このうち、連邦政府の外国銀行に対する規制は 1978 年連邦国際銀行法 (Federal International Banking Act of 1978) によって定められている。同法および下位法である規制では、外国銀行(外国法の下に登録された銀行またはその子会社)の登録要件等が規定されている⁷¹。登録は米国通貨監督庁 (US Comptroller of the Currency⁷²) が所轄している。

また、全米銀行 (National Bank) として活動するためには、役員に国籍要件・居住要件がかかり、「全ての取締役は米国市民でなくてはならず、最低でも半数の取締役は米国居住者でなくてはならない」(12 U.S.C. § 72. Qualifications)⁷³。

州法でも、役員に国籍要件を課している場合が多く、役員全員に対する国籍要件を課している州もある⁷⁴。

2) 保険

保険分野は、マッカラン・ファーガソン法 (McCarran-Ferguson Act, 15 U.S.C. Section

⁷¹ 12 C.F.R. 28, International Banking Activities

⁷² <http://www.occ.treas.gov/>

⁷³ http://assembler.law.cornell.edu/uscode/html/uscode12/usc_sec_12_00000072----000-.html

⁷⁴ ジェトロ HP 「米国の投資規制」

1012)の規定に従い、保険分野に関して州による規制の対象とし、反トラストに関連する連邦法以外の連邦の規制権限を排除している⁷⁵。

多くの州の州法が保険会社の役員に対して国籍要件または永住権保持要件を課している⁷⁶。

3) ニューヨーク州の例

ニューヨーク州においては、州知事官房規制改革オフィス (New York State Governor's Office of Regulatory Reform⁷⁷) が各個別セクターの投資規制等の新規導入の現状を一元的に把握し、規制緩和の促進に努めている。

同オフィスによれば、外国人に対する異なる扱いを法律に盛り込んでいるのは、金融や不動産といった限られたセクターに留まっている。また、金融に関しても、ニューヨーク州保険局によれば、保険会社の許認可には国籍要件などが課せられているが、ブローカーなどの個人に対する免許発給に際しては国籍は問われず、要件を満たし資格試験を通れば、外国人にも内国民同様に事業を行う機会が認められている。

⁷⁵ http://assembler.law.cornell.edu/uscode/html/uscode15/usc_sec_15_00001012----000-.html

⁷⁶ ジェトロ、前掲。

⁷⁷ <http://www.gorr.state.ny.us/index.html>

2. 英国の外資規制

(1) 対内直接投資に関する基本政策

英国は伝統的に外資の進出を歓迎しており、内資と外資は平等に扱うという原則がある。英国貿易投資省（Department for Trade and Industry, DTI）が2004年7月に発表した貿易投資白書⁷⁸においても、対内直接投資の促進を重要な政策課題として掲げている。白書では、その理由として、外国からの直接投資は雇用創出効果があることに加え、新しい技術や知的財産をもたらし、生産性を向上させることを挙げている。また、対内投資家はよく大学研究拠点に進出しようとするので、クラスターの発展に寄与し、さらにそれが国内市場における技術革新や競争を促進することも指摘している。対内投資が引き金となって起きる知識移転と労働慣行の変化の波及効果は、労働力の生産性レベルと技術に直接的な影響を与え、英国の外資企業は一般的に高い給与を払うだけでなく、トレーニングと技術への投資額も多い。こうしたより高い技術を持った雇用者が職を移ることによって、これらの対内直接投資の利点は英国中に広まっていくとしている。加えて、対内直接投資は国内企業に外資企業とコワークする機会を与え、それによって国内企業は海外の新たな市場へと進出するきっかけを得られたり、高い品質と品揃えの多様性を追求することで競争力を高めたりすることができるとする。

このような考え方があるために、英国は外資にとっては非常に事業活動を行いやすい環境が整っている。資本における内外無差別の原則は、1998年競争法（Competition Act of 1998、2000年発効）、2000年公共事業法（Utility Act of 2000）、2002年会社法（Enterprise Act of 2002）などによって法的に確保されており、2003年にOECDが発表した調査報告⁷⁹では、英国はOECD諸国の中でもっとも外資に対して開放的であるとともに、対内直接投資に対する規制の数も少ない国であるという結果が出ている。

(2) 対内直接投資に関する規制

上述の通りの外資に対する考え方を背景として、英国では対内直接投資を規制する分野横断的な法的枠組みは存在しない。また、分野別に見ても、2003年通信法（Communications Act of 2003）により放送メディアに関する外資規制が撤廃されたため、現在も分野別で外資規制として残っているのは、EEC規則No.2407/92による航空輸送免許の要件としての航空会社の国籍基準と、領海内で漁業を行う際の船籍基準程度である。分野別の外資規制については後ほど詳述する。

⁷⁸ DTI (2004) *Trade and Investment White Paper – Making globalisation a force for good*.

⁷⁹ OECD (2003) *OECD Economic Outlook*, No.73.

1) 分野横断的規制

(a) 黄金株制度

上述の分野別外資規制以外に、防衛関連産業に関しては特定の企業への外資による出資を規制している。それを可能にしている制度が特別株 (Special Shares) 又は黄金株 (Golden Shares) 制度⁸⁰と呼ばれるものであり、必ずしも外資規制を目的とした制度ではないが、以下にその概要をまとめる⁸¹。

定義

黄金株とは、民営化された企業において国家もしくは他の国営企業が一定の統制をきかせるために、当該国家もしくは国営企業に対して特別な権利もしくは権限を付与して発行される株式のことをいう。

背景及び目的

黄金株制度は、1980年代初頭の英国で、国営企業の民営化を背景に創設された。当時、国営企業を市場圧力に晒すことによって規律を持たせることを目的として民営化が積極的に行われたが、新たに民営化された旧国営企業が民間セクターになじんで軌道に乗るまでには時間がかかるのが普通で、軟着陸させるためには一定期間の保護措置が必要なケースが多かった。また、そうした企業は安全保障上高い公益性又は戦略的な重要性を有している場合が多く、民営化後も企業の独立性を確保して従来 of 事業を継続させることも必要であった。

こうしたことから、英国では、1982年に Amersham International 社 (平和目的の放射性物質製造企業) の株式 100% を民間に売却する際に初めて黄金株制度が使われ、以後、全ての民営化案件で使われるわけではないが、電力会社や防衛関連企業などを中心に数多くのケースで同制度は利用されている。

主な特徴

黄金株の主な特徴は以下の通りである。

⁸⁰ 英国では Special Shares という呼び方のほうが一般的だが、日本語では黄金株という呼び方のほうが一般的であるため、ここでは黄金株という名称を使うこととする。

⁸¹ 概要については、英財務省作成の覚書「特別権利株について (Special Rights Shares)」を参照した。 <http://www.hm-treasury.gov.uk/mediastore/otherfiles/specialshareguidancenote.pdf>

額面金額

額面金額は通常 1 ポンドである。

発行株数

発行株数は通常一株のみ。

期間

黄金株には、発行目的によって買戻期限があるものと、期限の定めがないものの二種類がある。黄金株が単に民間セクターへの軟着陸を目的としている場合は、期限が定められ、期限到来後は株式自体が無効になる。具体例としては、水道会社 10 社（1994 年 12 月 31 日に期限到来）、地域電力会社 12 社（1995 年 3 月 31 日に期限到来）、British Technology Group（医療技術開発企業、1997 年 3 月 31 日に期限到来）などが上げられる。

他方、安全保障上の理由で黄金株が発行される場合、期限の定めは設けられず、安全保障の優先順位に変化がない限り、黄金株は継続的に国又は国営企業によって保有される。現在でも国が保有している企業としては、例えば防衛産業の QinetiQ Holdings 社や Rolls Royce 社、British Aerospace 社（現 BAE Systems 社）、エネルギー産業の British Energy 社、公共輸送の London and Continental Railways 社や Eurostar 社などがあり、また、既に安全保障上の役割を終え、企業による黄金株買戻しが行われた企業としては、Amersham International 社、Britoil 社（北海油田の権益保有）、Enterprise Oil 社（石油精製）、Jaguar 社（自動車製造）、British Steel 社（製鉄）、British Telecom 社（通信）などがある。

黄金株に関する規定の仕方

通常は、国営企業を民営化する際に、民営化後に新たに適用される定款の中で規定される。

権限

黄金株によって実際に付与される権限は該当企業の状況によって決定されるが、目的達成のために最低限必要となる権限のみ付与されるという原則がある。典型的な権限としては、主に以下の 3 つがある。

- (i) 黄金株の保有者は、企業に対していつでも額面での買い戻しを要請できる。
- (ii) 1 個人又は 1 グループでの株式保有を 15% 以下とし⁸²、この制限に違反した場合、取締役会は制限を超えた範囲において当該株主の権限を剥奪する。

⁸² 英国においては株式保有比率が 15% を超えると特別決議を阻止したりして影響力を行使することが出来ることから、15% という上限が決められている。

(iii) 黄金株の権限の修正は、普通株の株主による総会での通常の方法での決議に加えて、黄金株の保有者がそれに対して文書による同意をしなければならない。

これ以外にも、安全保障上の理由から黄金株がもうけられている場合、重要な資産 (material assets) の処分に対する同意権や、取締役の任命権といった項目が付け加えられることが多い。

黄金株に付与される権限に外国人による株式保有の制限が含まれる場合がある (内容については、後ほど防衛産業に関する外資規制の項で詳述)。但し、これまで外資制限が付与されたケースは、対象企業が防衛関連企業の場合に限られている。これは、EC 法⁸³において、原則として外資規制に関しては禁止されており⁸⁴、例外として認められるのは公益の維持に決定的な必要性が認められる場合⁸⁵と国家安全保障上の利益を確保する場合のみ⁸⁶であることによる。

権限の行使

英国政府は国営企業の民営化に際して積極的に黄金株を活用してきたが、実際にはこれまで一度も権限行使したことはない。

欧州裁判所の判決と英国政府の対応

欧州委員会では、政府が黄金株を通して民営化後の公営企業を支配し続けることは、市場の効率化及び統合の妨げになりかねないと懸念しており、黄金株の利用は限定的に行われるべきであるとの認識の下、全ての黄金株を調査して、正統な根拠があるか疑わしいケースについては積極的に欧州裁判所に持ち込んで判断を仰いでいる⁸⁷。

そうした中、英国政府が保有する民営化後の英国空港公団 (British Airport Authority, BAA) の黄金株に関する判決が 2003 年に欧州裁判所が出された。この判決は、BAA の黄金株を違法とする一方で、保有理由が公共政策もしくは国家安全保障であれば黄金株の保有は可能であるとした⁸⁸。これに対して、英国政府は控訴をせずに従うこととし、保有する全ての黄金株についてその内容と正当性について再検討した結果、黄金株保有理由が公益事業の継続にあり、個別の会社の監督ではないことから、各事業に独立した監督機関 (例えば英国通信庁 (Office of Communications, OFCOM)) が存在するならば黄金株を保有し続ける理由がないとの判断を下した。結果として、

⁸³ 正式には、The Treaty Establishing the European Community

⁸⁴ EC 法第 56 条「資本移動の自由」

⁸⁵ 欧州裁判所判例による。詳細は本報告書の EU の章を参照のこと。

⁸⁶ EC 法第 296 条第 1 項(b)。詳細は本報告書の EU の章を参照のこと。

⁸⁷ 欧州委員会へのヒアリングによる。

⁸⁸ 詳細については本報告書の EU の章を参照のこと。

National Grid や Cable & Wireless などいくつかの黄金株については保有を解消し、そのほかについても内容の変更を行ったりしている。

2) 分野別の外資規制

ここでは、2003 年に外資規制が撤廃された放送分野を含め、外資規制が存在する分野について個別に詳述する。

(a) 放送

既述の通り、放送メディアに関しては 2003 年の通信法制定までは外資規制が行われていた。以下に、2003 年通信法で外資規制が撤廃されるに至った経緯についてまとめるとともに、新たに導入された多様性審査についても概観する。

2003 年通信法制定以前の外資規制

2003 年通信法以前は、1990 年放送法 (Broadcasting Act 1990) により、欧州経済地域 (European Economic Area, EEA) 外の個人及び団体が放送免許を取得することはできず、放送メディアを保有することはできなかった。

外資規制撤廃に向けた議論⁸⁹

メディア分野における規制緩和の動きは、1997 年に政権党となった労働党が、英国の経済政策として「第三の道」を発表し、市場開放と競争促進を主要な施策の一つに掲げたことに始まる。英国政府は、1998 年 7 月と 1999 年 6 月に通信・放送分野に関する二つのグリーン・ペーパー⁹⁰を発表し、同分野での市場開放と競争の促進、消費者利益の保護などを提案している。2000 年の通信白書⁹¹では、以下の通り述べられている。

我々は、英国こそが世界でもっともダイナミックでかつ競争的な通信市場の本拠であることを確信したいと考えている。通信ビジネスはすでに国家経済及び地域経済の療法に重要な貢献をしている。我々は、急速に変化する国際市場において、

⁸⁹ 議論の過程については、Christopher Blair (2002) “Media ownership and the Communications Bill”, House of Commons Library Research Paper 02/68 を参照した。

⁹⁰ DTI (1998) *Regulating Communications: Approaching Convergence in the Information Age*. DCMS and DTI (1999) *Regulating Communications: the way ahead*.

⁹¹ DTI and DCMS (2000), *Communications White Paper – A new future for communications*, Cm5010.

英国の競争面での優位性を維持したいと考えている。(p.3)

放送メディアの外資規制については、当初英政府は、諸外国で同様の規制が存在していたことと、外資規制を継続することで質の高い欧州コンテンツを確保できると考えたことから、規制はそのまま存続させる方向で考えていた。2001年に文化・メディア・スポーツ省（Department for Culture, Media and Sport, DCMS）が発表した諮問文書⁹²においても、欧州とその他地域を分けることは意味がなく、ドイツやスペイン、オランダのように規制を撤廃すべきだとの意見があることを認めつつも、以下のように述べている。

しかし、米国やオーストラリアのような主要な取引相手国の多くは、自国のメディアを英企業が所有することを規制している。規制撤廃という議論に耳を傾けたいという気持ちはあるものの、英企業に市場への進出を認めるという相互協定がなければ、現時点では規制撤廃を正当化できない。(パラグラフ6.14-15)

このように英政府は、外資規制そのものに意義を認めて規制を継続しようとしたのではなく、相手国との互恵的な関係が構築できていないことを理由に規制を継続しようとしたのだが、結局、規制撤廃によって生じる対内直接投資増加のメリット⁹³のほうを重視し、放送メディアに対する外資規制を取り除いた通信法案を議会に提出した。

議会においても放送メディアに対する外資規制を撤廃すべきかどうかについて激しい議論が戦わされた。議会に設置された通信法案合同委員会による報告書⁹⁴を見ると、反対派の主張のもっとも大きなポイントは、米国巨大メディアの優位性と英国メディアの多様性の喪失の恐れという2点であることが分かる。つまり、放送メディアは他の産業とは違って米国が国際市場で絶対的な優位性を誇っており、もしも英国企業が米国企業に買収された場合には、英国視聴者を第一に念頭に置いて作られてきたこれまでの番組が駆逐されて、安価な米国製の番組が大量に輸入されたり、あるいは国際市場で売れることを念頭に置いた番組作りが行われたりして、英メディアの多様性が失われてしまうのではないかと懸念したのである。こうした懸念は、確たる根拠のあるものではなかったが非常に根強く、結局報告書では以下の通りに述べられている。

我々は、「公共政策上の目的がより規制が少なくかつより効果的な方法で達成される場合」には所有に関する国籍制限は行うべきでない、とするレディング・コミッショナーの意見に原則として賛成する。しかし、より効果的な手法というも

⁹² DCMS (2001) *Consultation on media ownership rules*.

⁹³ 2.(1)(a)を参照のこと。

⁹⁴ Joint Committee on the Draft Communications Bill (2002) *Draft Communications Bill Volume 1-Report*.

のが既に整っているかどうかは確信がもてない。(パラグラフ248-249)

最終的な合同委員会の提言は、放送メディアの免許を外国資本の企業に認めることに原則反対はしない代わりに、(i)会社法の合併関連規定を修正し、メディアの合併審査に当って公正取引庁 (Office of Free Trade、OFT) 及び競争委員会 (Competition Commission) は多様性を勧告する、(ii)監督官庁として設立が予定されていた通信庁 (Office of Communications、OFCOM) に英国の番組供給市場及び関連市場をレビューする権限を付与する、(iii)OFCOM のレビューに効果を与えるために、メディア企業の吸収合併提案に対しては OFCOM が「多様性審査 (plurality test)」を行い、英国政府はその助言を考慮した上で合併承認の決定を行う、という3点を確保するというものであり、これらは通信法に盛り込まれた。

多様性審査

多様性審査は、メディア企業の合併に際して特別に行われるものというよりは、通常の合併で行われる公益性審査 (Public interest test) に際して、多様性を重視した審査を行うというものである。外資によるメディア企業への出資そのものを規制する制度ではなく、また通信法その他の法令において多様性審査が外資による合併を対象としているとの記述は一切ないが、その制定の経緯を鑑みれば、外国企業による英メディア企業買収のケースにおいてもっと重視されることは間違いないといえる。尚、2006年3月時点で、多様性審査の実施例は1件もない。

「多様性 (plurality)」の定義は通信法には明示的になされていないが、前出の通信法草案合同委員会の報告書には、次のように定義されている。

…多様性は以下の通り定義する。

「以下における公益性 - (i)多様な嗜好及び興味を満足させるのに十分な、放送メディアの所有者及び声の範囲の維持、(ii)TV、ラジオ及びその他の放送メディア所有者の多様性の維持・促進、及びニュース及び事実に基づいた放送番組の公平な放映に対する各所有者のコミットメントの明示、(iii)新聞を含む全てのメディアにおいて、バランスのとれた正確なニュース放映、意見の自由な表現、その二つの明確な区別、という3点の維持・促進」(パラグラフ224)

しかし、実際の多様性審査においては、放送メディア分野での情報源 (source of information) の多様性と所有者の多様性という2点が確保できているかが審査のポイントになるとのことである⁹⁵。

⁹⁵ OFCOM へのヒアリングによる。

多様性審査を含む、OFCOM による公益性審査の主な手順は以下の通りである⁹⁶。

情報収集及び分析

合併当事者は、OFT もしくは OFCOM への合併の通知に関して法的義務を負っていない。しかし OFCOM は、想定される合併を事前に連絡することで、OFCOM から適切なアドバイスを得られ、公益性に関する課題を早い時期に明らかにできるとして、合併協議の早い段階での通知を推奨している。OFCOM は、こうしたプロセスを通じて合併当事者から早い段階で情報を収集できるようにしている。

合併が公表される前の非公式段階での OFT 及び OFCOM から合併当事者へのアドバイスは、以下の 3 つのプロセスを通じて行われる。

(i) 非公式のアドバイス

合併が公表される前の段階で、合併当事者の計画、検討を支援するために、非公式なアドバイスを行うもの。

(ii) 内密の指導 (Confidential guidance)

合併当事者から内密の指導に関する要請が OFT に対して提出されると、そのコピーが OFCOM にも送られる。内密の指導では、非公式のアドバイスよりも公益性の課題に関してより詳細な評価が行われるため、より長い時間がかけられる。OFCOM の判断は、公益性上の問題なし、評価不能、問題はあるが合併可、問題があり合併不適當、という 4 つのうちのどれかになる。同時に、OFT も競争法の観点から内密の指導を行う。

(iii) 通知前協議 (Pre-notification discussions)

国務大臣が介入通知 (Intervention Notice) を発行する場合、合併当事者による合併通知の正式な提出もしくは非公式な資料提出の準備を支援するために、OFCOM がどういった種類の資料を必要とするかを検討する会合を合併当事者で行う。競争法上の問題もある場合には、OFT もこの協議に参加する。合併当事者は、会合の 2~3 日前に提出用資料のドラフトを OFT 及び OFCOM に提出する。

また、OFCOM は、必要と思われるデータを様々な情報源から集めて利用するが、あらゆる面で秘密厳守を第一としなければならない。

法定の自主事前通知 (Statutory voluntary pre-notification)

法定のプロセスではあるが、強制ではない。この事前通知手続は、合併が公表され、正式に合併が行われる前に、厳格なタイムテーブルとルールに則って OFT に合併内容を正式に検討してもらうためのもので、既定のフォームを用いて決められた資料を OFT に提出し、そのコピーが OFCOM に送られる。この手続は手数料がかか

⁹⁶ OFCOM guidance for the public interest test for media mergers に基づく。

り、合併当事者は事前に OFT に支払わなければならない。競争委員会は、6 週間（即ち、30 営業日）以内に決定を出さなければならない。尚、国務大臣が介入通知を発行した場合は、期間は 8 週間（40 営業日）まで延長される。

非公式の資料提出（Informal submission）

で必要とされる全ての資料が揃わない段階で資料を提出し、OFT に検討を依頼するもの。既定のフォームはない。OFT は検討を開始はするが、既定のタイムテーブルの開始は、完全な資料が提出されてからとなる。完全な資料が提出されてから 8 週間（40 営業日）以内に決定が出される。手数料は、国務大臣が介入通知を発行した場合には発生しない。

介入通知の発行

国務大臣は、～ のプロセスを通じて得られた情報を基に、当該合併がメディアの公益性（＝多様性）に関する検討を必要とすると判断した場合、検討事項を特定した介入通知書を発行して、OFCOM に多様性審査の実施を要請する⁹⁷。

国務大臣に対する報告書提出

OFCOM は、買収提案がもたらすサービスの多様性、所有者の多様性、マーケットシェアを分析するとともに、独立の専門家により構成された委員会の意見も参考にして報告書を作成し、国務大臣に提出する。もしも公益性の観点から問題がないもしくは簡単に解決できるような問題程度しかない場合には、外部公表を前提としない簡単な報告書を作成して完了する。一方、非常に複雑又は重要な公益性に関する問題がある場合、議論となる点と事実関係を簡潔にまとめたレターを作成して、そのレターを基に合併当事者及び両者のアドバイザーと会合を行う。その会合での議論を踏まえて、OFCOM は報告書のドラフトを完成させ、長い承認プロセスへと回される。当該ドラフトは、承認プロセスの過程で修正を加えられ、最後に主理事会（あるいは放送コンテンツの問題が含まれる場合はコンテンツ理事会）で承認された後に、国務大臣に提出される。

国務大臣による決定の公表

国務大臣は、OFCOM からの報告書を基に最終的な決定を行い、提言とともに合併当事者に伝えられる。また、OFCOM の報告書は公表される。

⁹⁷ OFT は合併審査に関して法的な強制力を持っているのに対して、OFCOM は非公式なアドバイス等を行うものの、国務大臣の要請がない限り公的な合併審査プロセス（＝多様性審査）に加わることはできない。

(b) 防衛産業

ここでは、防衛産業関連企業に見られる黄金株による外資の出資規制を概観する。

英国の防衛産業の現状⁹⁸

1960年代以降、英国の国防市場は非常に経済規模が小さく、包括的な防衛産業の基盤を支えることはできなかった。このため、英国の防衛産業は、米国の国防市場に足がかりを作ったり、欧州防衛企業を創設したりして、国際市場に出て行く形で対応せざるを得なかった。米国の市場は巨大であり、成長性も見込まれたが⁹⁹、市場への参入には様々な規制が設けられている。他方、欧州市場は統一感と規模に欠けていたが、欧州市場がより良く機能しつつあること、サプライヤーの基盤がより効率的であること、欧州各国が研究・技術開発に優先的に予算を配分していることから、今後大きな利益が見込める状況にある。

このように英国の防衛産業は国際化という形で生き残りを果たしてきた結果、外国企業の子会社でイギリス人の役員及び従業員が運営している企業が増加する一方で、伝統的な英国企業は海外での活動を主力としている。従って、外国資本を規制するという考え方は意味がなく、対内直接投資を増やすことによる利益のほうがはるかに大きいのが現状である。実際、ここ最近では、防衛関連企業の買収が急速に広がっており、英国防省への納入業者も、何でも扱う大手企業から特定のサービスを提供する企業まで多様性が強まっている。防衛産業界においても、外資による防衛関連企業の所有や統制といった問題は、過去に比べて重要性、戦略性ともに極めて低いというのが大方の考え方である。関連業界団体では、外国企業の子会社が完全に代表を務めているケースもあるようである。

黄金株を用いた外資規制

以上のような背景から、英国では防衛産業全体に対する外資の出資を規制するような枠組みは存在しない。但し、一部の旧国営企業については、黄金株によって外資による出資が制限されている。以下に、個別企業の状況を見ていく。

防衛関連の黄金株

現在、英国政府が保有する防衛関連企業の黄金株は以下の通りである。既述の通り、英国政府は2003年の欧州裁判所の判決により、黄金株の保有について見直しを余儀なくされ

⁹⁸ Ministry of Defense (2002) “Defense Industrial Policy”, Ministry of Defense Policy Paper No.5 を参照した。

⁹⁹ 2002年当時で、市場規模は3,480億ドルとEU全体の約2.6倍あり、さらに2005年までに4,130億ドルまで成長すると見込まれていた。

たが、防衛関連に関しては国家安全保障上の理由から保有解消の予定はない¹⁰⁰。

| 企業名 | 主な業務内容 | 保有官庁 |
|----------------------------------|----------------------|------|
| Rosyth Royal Dockyard Ltd. | 水上艦、潜水艦の建造 | 国防省 |
| Devonport Royal Dockyard Ltd. | 水上艦、潜水艦の建造 | 国防省 |
| QintiQ Holdings Ltd. | 防衛関連技術の開発（元国防省評価研究庁） | 国防省 |
| Atomic Weapons Establishment plc | 武器の製造 | DTI |
| Rolls Royce plc | 航空機、発電システム、タービン等の製造 | DTI |
| BAE Systems plc | 航空機、武器、レーダー等の製造 | DTI |
| BAES (Marine) Ltd. | BAE System の海事部門 | 国防省 |

黄金株による外資規制

黄金株の権限の内容は各社で様々に異なる。例えば、QintiQ 社の場合は、株式譲渡に関する制限が主になっており、QintiQ 社の重大な数の株式（material interest）を保有する株主（個人もしくは団体）が株式の一部又は全部を売却する場合、普通株の総発行数の3%を超える株式に関しては国防省が国防上または安全保障上の利益に反すると判断したら売却をやめさせることができるし、10%を超える株式については売却先に関してより細かい規制が設けられているが、外国資本の企業かどうかという基準は設けられていない。

この中で、外資による株式保有や外国人の役員数等を制限しているのは、Rolls Royce 社と BAE Systems 社の2社である。現在の黄金株の主な内容は以下の通りである。

| | |
|-------------|---|
| Rolls Royce | <ul style="list-style-type: none"> 外国国籍の個人又は団体(個人が協調して行動している場合も含む)による個別の株式保有を15%に制限。 取締役の過半数(最高経営責任者及び常勤の会長(executive chairman)を含む)はイギリス人であること。 非イギリス人の非常勤会長(non-executive chairman)の任命権 重要な資産の処分に関する拒否権 自主廃業に関する拒否権 |
| BAE Systems | <ul style="list-style-type: none"> 外国国籍の個人又は団体(個人が協調して行動している場合も含む)による個別の株式保有を15%に制限。 取締役の過半数及び最高経営責任者はイギリス人であること。 常勤の会長はイギリス人であること。もしも会長、副会長ともに非常勤の場合、二人のうち少なくとも一人はイギリス人であること。 |

このように、両者とも外国人による株式保有は15%以下に限定され、また取締役の過半数もイギリス人であることが求められており、外国人による企業支配が行われないように規制されている。これに加えて、以前は外国人の株式保有は全体として総株式の49.5%までに制限されていたのだが、この規制だけは2002年4月に英国政府が撤廃を発表し、同年5

¹⁰⁰ 既に National Dockyard だけは2004年に保有を解消している。

月に株主総会を経て撤廃されている。

このような外国人に対する規制が残っているのは、他の産業を含めてもこの 2 社だけである。2002 年に外国人による株式保有率の規制が撤廃されたときに、個別外国株主の保有制限撤廃の声もあがったものの、個別の出資規制は残されたままであり、その理由も明らかにはされていない。個別の保有制限がある限り、トータルの株式保有率制限を撤廃しても実質的にはあまり大きな違いはないことから、今後もこの 2 社に限っては継続的に外資による出資を規制していくつもりであろうと推測される。

(c) 航空輸送

英国では、航空輸送業者は全て、1992 年航空輸送業者免許規則(The Licensing of Air Carriers Regulations 1992) に基づいて民間航空管理庁 (Civil Aviation Authority: CAA) から免許の交付を受けなければならないが、同規則の第 4 条には、CAA がこうした免許交付及び管理に関する業務を遂行するに当たっては、航空輸送業者の免許に関する EEC 規則(EEC No.2407/92、以下、EEC 規則という。) に従って行うことが定められている。

この EEC 規則は、EC 内で設立された航空輸送業者に関して、加盟諸国による運行免許の交付及び管理に関する要件を定めたものだが、その第 4 条に以下のように規定されている。

第 4 条

- 1 . 以下の要件を充たさない企業に対しては、加盟国は運行免許を与えてはならない。
 - (a) その主な事業拠点及び(もしあれば)登記事務所が当該加盟国に位置していること、かつ
 - (b) その主な事業が航空輸送単独か、あるいは航空輸送と航空機の商業運行又は航空機修理・メンテナンスといったその他事業との組み合わせであること。
- 2 . EC が相手となる協定及び条約で定めない限り、企業は加盟国及び/又は加盟国の国民によって直接又は過半数の所有権を通じて所有されており、また将来にわたって所有され続けなければならない。当該企業はいついかなるときも、当該加盟国又は当該国民によって効果的に支配されていなければならない。
- 3 . (a) 第 2 項及び第 4 項にかかわらず、EEC 規則 No.2343/90 及び加盟国間の航空貨物輸送サービスの運行に関する 1991 年 2 月 4 日付 EEC 規則 No.294/91 の付属資料 I で認識されている航空輸送業者は、本規則に規定された他の義務を遵守し、本規則が適用される時点で当該業者を支配しているのと同じ第三国

及び／又は第三国の国民によって直接又は間接に支配され続ける限りにおいて、本規則及び関連諸規則の下で得た権利を保持し続けてよい。但し、そのような第三国による支配権を加盟国及び／又は加盟国の国民に譲渡することはいつでも可能である。

(b)省略

4. ある航空輸送業者の支配可能な数の株式を直接又は間接に保有している企業は、第2項の要件に合致しなければいけない。

5. 省略

従って、英国で免許を受ける航空会社は全て EEA 加盟国又は EC 加盟国の国民が過半数を支配していることが求められ、第三国が新たに英国で航空事業を行うことはできない。

(d) 漁業

EEA 領海内で漁業を行う場合、EEA 諸国から操業免許の交付を受ける必要がある。これは、EEA 領海内での漁獲量の割当に関する取り決めのために船籍を明らかにする必要があるからで、英国では商業漁船については、1995 年商船法 (Merchant Shipping Act 1995) に基づいて環境・食料・農村地域省 (Department for Environment, Food and Rural Affairs、DEFRA) に登録して、免許の交付を受けることを義務付けている。

英国籍の漁船として新たに登録を受けるための要件は、1995 年商船法第 14 条に以下のとおり規定されている。

- (i) 当該漁船がイギリス人により所有されていること、
- (ii) 当該漁船が英国内で管理され、その操業が英国で指示されコントロールされていること、かつ
- (iii) 当該漁船の傭船主、管理者、もしくは操船者が適格な人物もしくは会社であること。

ここでいう「イギリス人により所有」というのは、少なくとも 75%の所有権を英国国民及び／又は英国企業（少なくとも 75%の株式を英国に在住する英国市民が所有する企業）が保有していることを意味する¹⁰¹。

¹⁰¹ OECD (2005) National Treatment for Foreign-controlled Enterprises.

(3) 今後の方向

英国政府の対内直接投資に関する基本姿勢については、(1)(a)にまとめたとおりである。内資と外資を平等に取り扱うという原則に基づき、国内の投資環境整備に努めており、対内直接投資に対する規制はほとんど存在しないといってもいい状況である。今後についても、EU が EU 域内及び域外からの対内直接投資は原則自由という考えをとっており、加盟国は現在の外資規制のレベルよりも規制を強めることは認められていないことから、現状維持、もしくは将来的には一層の規制緩和ということもありうるものと考えられる。

3. フランスの外資規制

(1) 対内直接投資に関する基本政策

1966年12月28日、「対外金融関係法」(Loi No.66-1008 du 28 Decembre 1966 relative aux relations financiers avec l'étranger)が定められた。同法は、その第1条において「フランスと外国との間の金融取引は自由である」とし、原則自由の建前をとっている。しかし、その後のフランスにおける経済状況に合わせて、一時的には厳しい為替管理規制が導入されたが、1980年以降は、フランス経済の成長、フラン相場の相対的安定、および貿易収支の好転にあわせて、為替管理規制は段階的に緩和されてきた。

金融面においては、1984年以降、金融自由化および規制緩和を積極的に推進しており、新銀行法の施行(1984年)、CD(譲渡性預金)、TB(大蔵省証券)、CP(コマーシャル・ペーパー)など新金融商品の開発、金融先物市場の創設(1985年)、債券格付機関の創設など流通市場の近代化面で成果をあげている。

輸出入管理規制は、フランス国内法として適用されているが、WTO等の国際的な制度の枠組み、およびEUの共通政策に合わせて、規則が整えられると共に、その枠組みに従って管理運営が行われている。輸出入規制品目・規制地域、関税率の決定、セーフガードの発動、ダンピング防止措置の決定は、EU委員会の指令の下に実施されるため、フランスとの貿易取引については、EUの通商関係規則も併せて参照する必要がある。1989年3月9日付「対外金融関係を規制する政令」89-154号、そして同年12月29日同政令を改正する形で、「対外金融関係を規制する政令」89-938号が制定され、為替管理規制は一段と緩和された。

(2) 対内直接投資に対する規制

1) 分野横断的規制

対内直接投資は1989年12月29日付「対外金融関係を規制する政令」第89-154号により、対内直接投資の規制が大幅に緩和された。ついで1996年2月14日付「対外金融関係を規制する法律」第96-109号、「同政令」第96-117号、2003年3月7日付「対外金融関係を規制する政令」第2003-196号、2003年3月7日付「政令第2003-196号の適用に関する省令」により、一段と緩和された。¹⁰²対内直接投資はEUの共通政策に従い、原則自由であり、分野横断的な規制はないが、これまで例外的に国家安全保障の観点から、防衛分野で外資規制を行ってきた。2005年12月にテロ等の新たなリスクに対応する目的で、通貨金融法典を改正、新たに「対外金融関係を規制する政令」2005-1739号を制定し、新たな規制を

¹⁰² 株式会社東京リサーチインターナショナル「主要国における対外取引規制」平成12年3月

導入している。

所轄官庁

経済財政産業省国庫局(Direction du Tresor)はフランスと外国(非居住者)間の金融関係、特に対内直接投資・対外直接投資、及び対外借入等を管轄する権限を持つ。

根拠法

「通貨金融法典(Monetary and Financial Code)」第1部通貨・第5編外国との金融取引(Part Financial Dealings with Foreign Countries)及び2005年12月30日付「対外金融関係を規制する政令(Decree regulating financial relations with foreign countries)」第2005 - 1739号。これまで1996年2月14日付「対外金融関係を規制する法律」第96-109号、「同政令」第96-117号、2003年3月7日付「対外金融関係を規制する政令」第2003-196号が外資規制に関する根拠法となっていたが、2005年12月30日付「対外金融関係を規制する政令」第2005 - 1739号に代替された。

通貨金融法典(Monetary and Financial Code)概要

基本原則は以下の通りである。

- ・ フランスと外国との間の金融取引は自由(無制限)である。
- ・ 国益の維持の目的で外国為替取引、資本取引を申告、許可、検査の対象にすることができる。
- ・ 経済財政産業大臣は外国投資家がフランスでの活動が公共秩序、公衆衛生、治安・防衛の行使に影響を及ぼす場合、取引の中止、変更を命令することができる。

基本原則に関する関連条文は以下の通りである。

() フランスと外国との間の金融取引は自由(無制限)である。

第5編 外国との金融取引

L151条-1

フランスと外国との間の金融取引は自由(無制限)である。取引の自由は、フランスが行った国際的約束を遵守し、この章で規定する手続に従う。

() 国益の維持の目的で外国為替取引、資本取引を申告、許可、検査の対象にすることができる。

L151条-2

国益の維持の目的でフランス政府は経済財政産業大臣からの報告に基づき、政令により

以下を行うことができる。

- 1．以下の取引を申告、許可、検査の対象にすることができる。
 - a) フランスと外国のあらゆる外国為替取引、資本取引
 - b) 海外におけるフランス資産の形成、変更、廃棄
 - c) フランスにおける外国投資家による資産の形成、廃棄
 - d) フランスと外国間の金輸入ならびにすべての物質の移動
- 2．EU 以外の国への財の輸出、サービス、更にはあらゆる売上、利益から生じた売掛金の本国への送還を命じることができる。
- 3．上記 1 a)b)の取引を仲介する許可を与えることができる。

() 経済財政産業大臣は外国投資家がフランスでの活動が公共秩序、公衆衛生、治安・防衛の行使に影響を及ぼす場合、取引の中止、変更を命令することができる。

L151 条-3

経済財政産業大臣は外国投資家がフランスでの活動において事前許可なくあるいは事前許可の条件に違反して、公共秩序、公衆衛生、治安・防衛の行使に影響を及ぼす場合あるいは軍事目的で武器、弾薬の研究、製造、売買を行った場合、取引の中止、変更を命令することができる。

L151 条-4

L 151 条-2 - 1 c)の許可なく、直接的あるいは間接的に L. 151 条-3 で言及した活動を行う外国投資を生じさせるいかなる契約も無効である。

2) 例外としての新外資規制

2005 年 12 月 30 日付で「通貨金融法典」第 5 編に R151 - 3 条、R153 条を追加し、さらに「対外金融関係を規制する政令」第 2005 - 1739 号を新たに制定して、新しい外資規制が導入された。

(a) 新しい外資規制の背景

これまで例外的に国家安全保障の観点から防衛、武器製造の分野で外資規制を行ってきたが、テロ、マネーロンダリング、テロリストグループによる機密情報の盗聴等国の安全を脅かす新たなリスクが発生しており、これらリスクに対応する必要性が生じている。そのほかに外資規制の透明性を高めること並びに外資投資案件に対する政府の対応を外国投資家に予測可能とすることを目的としている。

政府は今回の外資規制は産業政策の手段とするものではないとしている。

(b) 規制の対象となる者

通貨金融法典 R153 条は EU、EEA 加盟国とそれ以外の第三国を区別している。

() 第三国からの投資

非居住者及び非居住者の出資比率が 33.3%以上の居住者企業

この規制に該当する外資の定義は、通貨金融法典 R153 - 1 条で定義されている。外国投資の定義は、非居住者が、フランス企業の経営支配権を取得する場合、フランス企業の事業を取得する場合、あるいはフランス企業の 33.3%以上の議決権を取得する場合をいう。外資が直接的、間接的に保有する株式が合算される。つまり非居住者が規制業種企業の議決権を直接的、間接的に 33.3%以上取得する投資案件が規制の対象となる。

() EU、EEA 加盟国からの投資

R153-3 条で定義されており、非居住者が、フランス企業の経営支配権を取得する場合とフランス企業の事業を取得する場合をいう。第三国からの投資の定義に含まれる出資比率 33.3%以上の規定はない。

(c) 規制対象取引

防衛、テロ、マネーロンダリング等に係わる 4 セクター 11 業種への外国投資家によるフランス企業の 33.3%以上の株式取得

(d) 規制対象業種

4 セクター¹⁰³ :

- ・ 防衛関連
- ・ マネーロンダリング関連
- ・ 有毒性化学物質製造(テロに利用可能)関連
- ・ 機密情報 (cryptology 暗号システム) 関連

11 業種 :

-) 賭博産業における活動
-) 法規制の対象となる民間の警備活動
-) テロにおける病原性物質・有毒化学物質の不正使用に対処する手段に関連する研

¹⁰³ 「通貨金融法典」および「対外金融関係を規制する政令」に 4 セクターの定義はない。2006 年 2 月 24 日、経済財政産業省 Guillon 部長とのインタビュー時、示されたもの。

究、開発、製造活動

-) 通信傍受、盗聴機器に関連する活動
-) IT セキュリティの評価と認証に関連するサービス活動
-) 防衛施設を管理する事業者セキュリティ・サービスを提供する企業の生産、サービス活動
-) 軍事、民生両用(dual use)の財・技術に関連する活動
-) 暗号化手段、暗号技術提供に関連する活動
-) 国防機密に関与する企業の活動
-) 武器、軍需品、爆薬・火薬、軍需物資の研究、製造、取引活動
-) 国防省と調査・機材納入契約を締結した企業の活動

(e) 規制方法

買収者は事前に経済財政産業省宛届出が必要。経済財政産業省は審査期間 2 ヶ月以内に、審査し、許可を与える。2 ヶ月以内に、経済財政産業省の決定がない場合は、自動的に許可が与えられる。

提出書類は、投資家の内容、株主構成、投資内容、契約内容等の情報を含んだもので経済財政産業省から指示される。

審査は、経済財政産業省が全体を担当、武器については国防省、マネーロンダリングについては内務省が審査を担当する。審査は、投資資金の資金源、投資家のバックグラウンド、投資内容、事業の持続性、事業能力、研究・開発能力、関連技術情報の保全、調達の安全性を審査する。審査は投資内容に関する部分とセクターに関する部分で構成される。審査の過程で、必要に応じ、経済財政産業省は外国投資家と交渉する。

これまでの否認されたケースは過去 20 年間で 2 件。いずれのケースもフランス政府が投資家に武器製造の 15 年間継続の保証(コミット)を求めたが、保証が得られず否認された。事業の持続性、事業能力に問題があるとの判断と考えられる。

3) 統計目的で事前届出を要する投資案件

対象取引

外国投資家による会社設立あるいはフランス企業の 33.3%以上の株式を取得する取引で金額 1.5 百万ユーロ以上の投資案件

届出提出先

経済財政産業省

(3) 今後の方向

新外資規制導入後まだ3ヶ月でありフランス政府は特に今後の方向性を示していない。一方、欧州委員会から今回のヒアリングでフランスの新外資規制に関し、非公式ながら以下のコメントがあった。

「フランスが昨年12月に導入した外資規制はこれまでの規制を緩和したかどうか疑問がある。」

EUはEU法第57条で制限を緩和する規制の導入は認めているが、規制を強化することになる新たな規制は認めていない。EUは規制が正しく適用されるために、加盟国を監視し、加盟国と話し合う。そして加盟国の規制が、正しく適用されていないと認めた場合、欧州裁判所にEU法の解釈を求めることができる。EUはこの観点から今後時間(2年程度要する見込み)をかけてフランスの新外資規制の内容を検討していく方針である。

(4) 参考：OECDのフランス対内直接投資に関する調査報告

フランスはこれまで1989年、1996年、2003年、2005年に対内直接投資に関し規制緩和を実施してきた。OECDは1996年の規制緩和直後にフランス対内直接投資に関する調査報告(OECD Review of Foreign Direct Investment, France)を取り纏めた。報告書は1996年時点とそれ以前の規制について検討しており、フランス政府の規制に対する基本的な考え方を理解するのに有益な資料であり、この報告書の内容を以下に要約する。

1) 報告書から推測されるフランス政府の外資規制に対する基本的な考え方

(a) 治安、秩序に対する配慮

規制緩和後も例外として()官庁・地方公共団体などが行う事業にかかわる投資、()治安、公衆衛生、公安を脅かす投資、()武器、弾薬など軍事目的や兵器にかかわる開発・製造・売買への投資は事前許可を要する。

(b) EUとEEA(欧州経済地域)からの投資と非EEA国からの投資の区別

フランス当局が非EEA国からの投資に対して事前許可を課してきた理由は、発生に疑義ある資金、特に麻薬資金の洗浄防止にあるとしている。

(c) 相互主義(レシプロ)的な動機に基づく業種規制の実施

フランスは他の OECD 国よりも広範囲に相互主義的条件を課してきた。非 EEA 国からの投資に対し相互主義（レシプロ）的条件が付される可能性が高かった。

2) 規制緩和以前の典型的なふたつの規制形態

(a) 事前許可

フランスの外資規制の特徴で、数 10 年に亘り頻繁に変更され、海外からは国内投資の扱いと外国からの投資の扱いが異なると批判されてきた。

EU と EEA（欧州経済地域）からの投資に対する規制が先行して緩和され、1995 年 7 月には非 EEA 国に対する事前許可の廃止が発表され、1996 年に実施された。

非 EEA 国からの投資に対する事前許可をフランス当局が維持してきた理由は発生に疑義ある資金、特に麻薬資金の洗浄防止にあり、一般論としては法律と秩序に対する配慮にあった。発生に疑義ある資金の洗浄防止は投資の事前許可の廃止後は 1996 年の「対外金融関係を規制する法律」で対応することとなった。

事前許可の廃止によりフランスの外資規制の最も問題な差別的側面がなくなり、過去批判されてきた欠点：投資申請の審査に特有な不透明感、審査の遅延、投資案件の変更を指示される可能性、フランス企業との潜在的利益相反がなくなった。フランス政府の決定は事前許可を必要としない大多数の OECD 国と同水準になり、フランスは対内直接投資を歓迎するというイメージを向上させた。

規制緩和以前の事前許可制度

1. EU、EEA からの投資

a) 恒久的な EU の地位がある場合

- 投資は自由
- 事前届出不要
- 事後届出

b) その他

- 投資は自由
- 事前届出必要
- EU あるいは EEA の地位の証明までに 2 週間必要

2. EU からの投資

a) 売上 500 百万フラン未満の企業による 50 百万フラン未満の投資案件

- 投資は自由
- 事前届出必要

- 投資基準の実証に 2 週間必要
- b) その他
 - 事前届出必要
 - 黙諾に 1 ヶ月必要

(b) 業種規制

業種規制は外国資本による所有が制限されていた通信とエネルギーの分野以外では相互主義（レシプロ）的な動機に基づいていた。

EEA 国に対しては航空運輸、海運業への規制廃止により業種規制は廃止された。しかし規制緩和後も非 EEA 国からの投資は業種に関し相互主義(レシプロ)的条件が付される可能性がある。フランスは他の OECD 国よりも広範囲に相互主義的条件を課すように思われる。1995 年のジュネーブでの金融サービスに関する合意に基づく金融セクターにおける相互主義的条件の暫定的廃止後、相互主義的条件の適用範囲は縮小したが、依然、通信、オーディオ・ビジュアル通信、出版、炭化水素（hydrocarbons）の探査・開発、水力発電、旅行ガイド通訳業では相互主義的条件を課す可能性がある。

各業種の相互主義的条件は以下の通り

通信

1986 年まで通信の設備、サービス、インフラは国営電話会社 France Telecom に完全に独占されてきた。1987 年通信大臣は条件が満たされれば、公営電話会社以外にも無線電気通信網（radioelectric network）の経営を許可することになった。しかし非 EEA 投資家の出資比率は株式あるいは議決権の 20%に制限される。この制限はフランスが当該国と相互主義（レシプロ）的条件を含んだ条約を締結すれば解除される。1998 年には郵政総局（Direction Generale des Postes）は EU の政策に従い、1998 年 1 月 1 日までにフランスの通信のインフラ、サービスにおける有効な競争を確実にするあらゆる手段をとることになった。

オーディオ・ビジュアル通信

民放テレビ、地方民放ラジオは許可が必要である。テレビ、ラジオ放送を許可された会社への非 EEA 投資家の出資比率は株式あるいは議決権の 20%に制限される。

出版

1986 年 8 月 1 日付法令 86-897 で規定されている。フランス語の定期出版物を出版する企業への非 EU 外国企業の出資比率は株式あるいは議決権の 20%に制限される。

観光

免許の発行は相互主義によらないが、専門能力、財務保証、損害賠償保険(EU 加入国あるいは EEA 国に本店あるいは支店を有する保険会社発行に限定)を条件とす

る。観光ガイド、通訳は専門能力試験の合格が条件であり、非 EU、非 EEA 国籍者は相互主義の対象になる。非 EU、非 EEA 国は相互主義に基づきフランス人が同国で観光ガイド、通訳につく権利を有するとの証明書を発行しなければならない。

農業

非 EU 国籍者によるワイン生産用農業地の取得は事前許可を要する。

炭化水素 (hydrocarbons) の探査・開発、水力発電

炭化水素 (hydrocarbons) の探査・開発への非 EU 国からの投資は、EU 指令 94/22/EU により、内国民待遇と相互主義条項を含む炭化水素 (hydrocarbons) の探査・開発・抽出に関する国際協定に従う。

水力発電に係わる企業は 1970 年 3 月の法令に基づき、EC 加盟国に設立された企業でなければならない。

4 . ドイツの外資規制

(1) 対内直接投資に関する基本政策

1) 基本政策

ドイツの対外経済取引は、独自の経済政策「社会的市場経済 (Soziale Markt Wirtschaft) 」の理念の中に求められる。それは、ドイツの通貨マルクの安定と自国経済市場の対外開放である。第二次世界大戦までの嚴重な為替管理、自国市場の閉鎖がもたらす弊害について反省し、エアハルト経済相(後に首相)の主導で、戦後、(西)ドイツ市場の開放が実行されたのである。対外経常取引に原則として制限を課さないという理念は、ヨーロッパの市場統合・経済通貨同盟成立の過程を経て、今日に至るまでドイツの不変の思想となっている。

IMF 体制下では、資本取引については制限を加えてもよいとされていたが、80 年代以降、国際資本取引が活発化すると、ドイツもそれまでの抑制方針を転換した。フランクフルト資本市場を米・英市場に伍して活性化させることにより、マルク価値安定性が持続可能となると考えられたのである。¹⁰⁴

(2) 対内直接投資に対する規制

1) 分野横断的規制

外資規制に関しては、まず E U の共通政策に従うことが原則であり、原則自由である。根拠法令の対外経済法 (Aussenwirtschaftsgesets 略称 AWG) は、その第 1 条基本原則で対外経済取引は原則として自由であると謳っており、外資に対して国内資本と区別することなく、自由な企業活動ができることが明示されており、分野横断的な規制はない。¹⁰⁵ 唯一の例外として武器製造分野での規制が認められている。

(a) 所轄官庁

外資規制に係る事項を所轄する官庁は、以下の二つである。

| | |
|---------|---------|
| 連邦経済技術省 | 対外経済法所管 |
|---------|---------|

¹⁰⁴ 株式会社東京リサーチインターナショナル「主要国における対外取引規制」平成 12 年 3 月

¹⁰⁵ UFJ 銀行「海外投資ガイドシリーズ：ドイツ」平成 12 年 1 月

| | |
|---------|--|
| 連邦経済労働省 | 対外経済法第7条第2項 No.5 に基づき非居住者によるドイツ国内で武器を製造する企業あるいはドイツ情報安全庁が許可した政府の機密情報送信用の暗号システムを製造する企業の買収に関する届出の審査所管 |
|---------|--|

(b) 根拠法

対外経済法 (Aussenwirtschaftsgesetz : 略称 A W G) 及び
 対外経済法施行令 (Aussenwirtschaftsverordnung : 略称 A W V)

(c) 対外経済法 (Aussenwirtschaftsgesetz) 概要¹⁰⁶

基本原則は以下のとおりである。

- ・ 対外経済取引は原則として自由である。
- ・ 一般的あるいは特定の前提の下における商取引について
 - a . 許可を要する
 - b . 禁止する と
規制することができる。
- ・ 対外経済取引における商取引は
 - a . ドイツ連邦共和国の安全を維持するため
 - b . 国民の平和的生活の障害を防止するため、あるいは
 - c . ドイツ連邦共和国の対外関係が著しく阻害されるのを防止するため、
制限することができる。

基本原則に係わる関連条文は以下の通りである。

() 対外経済取引は原則として自由である。

| |
|---|
| <p>第1章 一般条項</p> <p>(第1条) 基本原則</p> <p>(1) 外国経済領域との財、サービス、資本、支払、その他の経済取引および居住者間の外国資産、金その他の取引(対外経済取引)は原則として自由である。対外経済取引は、本法に含まれるあるいは本法に基づく法令により規定される制限の下にある。</p> |
|---|

() 一般的あるいは特定の前提の下における商取引について

¹⁰⁶ 翻訳に関しては株式会社東京リサーチインターナショナル「主要国における対外取引規制」平成12年3月を参照。

1. 許可を要する
 2. 禁止する と
- 規制することができる。

(第2条) 制限・行動義務の態様と範囲

- (1) 本法において制限を行うことが認められる限りにおいて、法令により一般的あるいは特定の前提の下における法律および商取引について
1. 許可を要する
 2. 禁止する
- と規制することができる。

- () 商取引が、許可を要する場合、商行為の実行に際して、商行為の目的により害が生じる場合に、その害よりも国民経済の利益が上回る場合に許可が与えられる。

(第3条) 許可の交付

- (1) 法律行為や商取引が、本法および本法に基づき施行される法令による許可を要する場合、法律行為や商取引の実行によっても本法の目的を害しないあるいはほとんど害しないと期待される場合に許可が交付される。その他の場合、法律行為あるいは商行為の実行に際して、それらの法律行為や商行為の目的により害が生じる場合に、その害よりも国民経済の利益が上回る場合に許可が与えられる。

- () 対外経済取引における害を与えるような商取引は制限することができる。

第2章 一般的制限留保

(第6条) 害を与えるような外国経済領域からの影響の防止

- (1) 以下の場合には対外経済取引における法律行為と商取引は制限することができる。経済あるいは経済領域における個別の経済分野に害を与えることを防止するために、外国経済領域における行為が競争を制限し、品質を粗悪化させ、競争を阻害し、あるいは経済領域との経済取引を制限する恐れがあり、あるいは発生する場合、あるいは
- (2) 対外経済取引における法律行為と商取引は、外国経済領域で発生した結果がドイツ連邦共和国の自由な秩序と調和しないような経済領域に対する関係が生じるのを防止するために、制限することができる。

(第6条 a) 外国経済領域からの害をおよぼすような資金および資本の流入の防止

外国経済領域からの資金と資本の流入が、外国為替および経済政策の実現において経済全般の均衡を害する恐れがある場合に、立法によって、居住者は非居住者から

直接または間接に受入れた借入金その他の信用の債務の一定比率をドイツ連邦銀行に一定の期間、ドイツマルクでもって無利息にて預け入れなければならない¹⁰⁷

第 1 文における信用の意味として、経済的な受信として表現されるすべての法律行為および商取引が含まれる。居住者が非居住者に対して手形を振出し、引受け、あるいは裏書を行えば、それは非居住者との関係において、手形の満期までの期間の信用ということになる。

() 対外経済取引における商取引は

1. ドイツ連邦共和国の安全を維持するため
2. 国民の平和的生活の障害を防止するため、あるいは
3. ドイツ連邦共和国の対外関係が著しく阻害されるのを防止するため、制限することができる。

(第 7 条) 安全保障および対外的利益の擁護

(1) 対外経済取引における法律行為と商取引は

1. ドイツ連邦共和国の安全を維持するため
2. 国民の平和的生活の障害を防止するため、あるいは
3. ドイツ連邦共和国の対外関係が著しく阻害されるのを防止するため、制限することができる。

(2) 第 1 項により、特に、以下について制限することができる

1. 以下の輸出および輸入
 - a) 武器、弾薬、戦争資材
 - b) 武器、弾薬、戦争資材の開発、製造、配置に必要な資材
 - c) a、b 項に示された資材の組立図、その他の完成用資材、特に国際的に合意された輸出の管理を貫徹させることの制限となる場合；
2. 軍事的行動の貫徹と指定されるような資材の輸出；
3. 武器、弾薬、戦争資材の輸入；
4. 上記 1. の財その他の物に関する特許、発明、製造、訓練についての法律行為。

2) 例外としての武器製造業に関する規制

2004 年 7 月に対外経済法 (AWG) と施行令 (AWV) の改正により新たに導入された。対外経済法第 7 条第 2 項に No.5 を追加し、施行令第 52 条を新たに制定した。

¹⁰⁷ 1972 年 3 月 ~ 1974 年 9 月の期間、本条項の預託義務が実際に適用された。

(a) 武器製造業への外資出資規制の背景

対外経済取引第 7 条は、() ドイツ連邦共和国の安全を維持するため、() 国民の平和的生活の障害を防止するため、() ドイツ連邦共和国の対外関係が著しく阻害されるのを防止するために商取引を制限することができるとし、第 1 項で特に武器、弾薬、戦争資材に関する規制を定めているが、ドイツ政府は武器製造業を慎重を要する分野とし、外資による買収に関し、事前に投資家に規制に関する情報を提供し、投資家と事前相談、交渉し、国の安全維持に必要な場合は、投資を禁止することができる体制を構築するとの考えが背景になっている。

(b) 規制の対象となるもの

非居住者及び非居住者の議決権の比率が 25%以上の居住者企業。非居住者買収者の議決権の計算に当たっては、他の企業に議決権を有する場合は、他の企業の持分も加算される。

(c) 規制対象取引

武器製造企業(含、政府機密情報暗号システム製造)の買収あるいは外資 25%超の直接的、間接的な資本参加。25%の根拠はドイツ会社法では 25%超の議決権は保有者に大きな影響力を与えるからとされている。

(d) 規制対象業種

武器製造業(含、政府機密情報暗号システム製造)。対象の武器は戦争兵器コントロール法第 1 条第 1 項付表 B に明記されたもの。対象の武器を製造する対象企業約 20 数社がリストアップされている。

(e) 規制方法

買収者は経済労働省に事前届出が必要。審査期間 1 ヶ月以内に、国の安全を維持するのに必要な場合、政府は買収を禁止することができる。審査期間 1 ヶ月が経過するまで、買収契約は法的に有効にならない。

対象の武器、製造企業が限定されており、運用は限定的である。これまで事前相談の結果、取引内容を変更したケースはあるが、取引を禁止したケースはない。外国企業による武器製造会社の買収事例は、ドイツ弾薬製造会社のスイス企業による買収、Ship yard の米国会社による買収がある。(ただし Ship yard の買収は規制導入以前)

(3) 今後の方向

現在は対象が限定的だが、今後、他の武器や軍事、民生両用(dual use)製品の製造企業や民生用製品と軍需品の両方を1社で製造している企業への対象拡大の可否が議論されている。(例えばダイムラーは軍需用トラックを製造、輸出している)。拡大により対象が数百社から数千社になる可能性がある。2004年の改正の際、議会で多くの議論があり、産業界からは対象が広範囲に及ぶことに反対があった。

規制に係わる関連条文は以下の通りである。

対外経済法

第7条「安全保障および対外利益の擁護」

第2項

第1項に基づき、特に、以下について制限することができる。

5. 以下を行う居住者企業の買収に係る法律行為

- a) 武器、その他の戦争資材を製造あるいは開発する あるいは
- b) 情報安全技術庁が許可した政府機密情報送信用の暗号システムを製造する

あるいはそれら企業の株式買入に関する法律行為

すなわちドイツ連邦共和国の安全を維持するために制限することができる。買収の結果、特にドイツ連邦共和国の政治的並びに安全保障上の利益あるいは軍事安全上の警戒が危険にさらされる場合に適用される。

対外経済法施行令

第52条「対外経済法第7条第1項、第2項No.5に基づく制限」

(1)以下を行う居住者企業の買収あるいは直接的、間接的な資本参加は

- ・戦争兵器コントロール法第1条第1項付表Bに明記された製品(戦争兵器リスト)の製造あるいは開発する
- ・情報安全技術庁が許可した政府機密情報送信用の暗号システムを製造する

それが非居住者あるいは非居住者が少なくとも25%の議決権を有する居住者企業による場合、買収者により連邦経済労働省に報告されねばならない。

これは買収後の非居住者買収者の議決権の直接的、間接的割合が25%に達しない場合は適用されない。非居住者買収者の議決権の計算に当たっては、もし買収企業の割合が25%未満であっても、他の企業に議決権を有する場合は、他の企業の持分も加算される。

(2)連邦経済労働省は、ドイツ連邦共和国の安全を維持するために必要な場合、買収に関する完全な書類を受領後1ヶ月以内に、その買収を禁止することができる。

「対外経済法施行令第 52 条第 2 項に準拠する事前申告の範囲」

2004 年 7 月 23 日付の対外経済法(AWG)と施行令(AWV)の改正並びに、2004 年 7 月 29 日実施により、対外経済法第 7 条第 2 項 No.5 は非居住者によるドイツ国内で武器を製造する企業あるいはドイツ情報安全庁が許可した政府の機密情報送信用の暗号システムを製造する企業の買収を制限する。施行令第 52 条は買収者は所管官庁たる連邦経済労働省に事前に報告し、完全な書類を提出することを要求する。報告は関与する企業あるいは自然人について、つまり買収者と被買収者について以下の情報を含んでいなければならない。

買収者と被買収企業の名称と法的居住地、支店住所、代表者名、登記簿抜粋、買収契約書、売却企業が政府の機密書類の保護を義務付けられているかどうかの情報
被買収企業の事業並びに武器リストに基づき製造する武器あるいは暗号システムの説明

買収企業とそのグループ(他社に出資ある場合)過去 3 期の年次決算書

部分的買収の場合、報告時点の持分全体と議決権の直接的、間接的持分に関する情報
非居住者による買収の場合、関係居住者の連絡先

買収企業の利害関係者の議決権の割合が 25% 以上の場合、その利害関係者に対する直接的、間接的な出資状況

EU 法関連条文は以下の通りである。

第 56 条

加盟国間および加盟国と第三国との間の資本移動に係わる制限を禁止する

第 58 条第 1 項 b

加盟国は、特に税法の分野、金融機関の監督における法律、規制の違反を阻止するのに必要な措置をとること、行政上、統計上の情報の目的で資本移動の申告手続きを制定すること、あるいは公共政策や公共の安全上正当化される措置を取ることができる。

第 296 条

この条約の規定は次の法律の適用を妨げない。

(b)どの加盟国も武器、弾薬および戦争物資の貿易手続きに関連する安全上、必要不可欠な利益を保護するのに必要と考える場合、次の措置、すなわち軍事目的外の製品の共通市場の競争条件を阻害しない措置を取ることができる。

5. 欧州連合（EU）の外資規制

（1）対内直接投資に対する基本政策

EU は、対内直接投資を資本移動の一形態としてとらえ、EU における基本的な移動の自由の一つとして非常に重視している。

1985 年、欧州委員会は、欧州統合の行き詰まりを打開すべく「域内市場白書」を作成し、これを踏まえて 1986 年に「単一欧州議定書」を採択し、EC 条約内に域内市場という概念を取り入れた。EC 法¹⁰⁸第 14 条第 2 項には、その域内市場において保障されるべき自由として、以下の通り規定されている。

EC 法第 14 条第 2 項

域内市場は、この条約の各条項に従って商品、人、サービスおよび資本の自由な移動が保障された、域境が存在しない空間からなる。

つまり、ここに規定された 4 つの移動の自由（「商品」「人」「サービス」「資本」）が保障されることは欧州統一市場を形成する上で不可欠であるというのが EU の基本理念になっている。EC 法ではそれぞれの移動の自由についてさらに別の条項で規定をしており、資本移動の自由に関しては、第 56 条に以下の通りの規定がある。

EC 法第 56 条第 1 項

本章に規定された条項の枠組内において、加盟国間及び加盟国と第三国間での資本移動に関する全ての規制は禁止されなければならない。

また、EC 指令 No.88/361/EEC¹⁰⁹の Annex I では、資本の移動に分類される活動の一つとして直接投資が挙げられている。

EC 指令 No.88/361/EEC Annex I 第 1 条の資本移動の定義 (NOMENCLATURE OF THE CAPITAL MOVEMENTS REFERRED TO IN ARTICLE 1 OF THE DIRECTIVE) (抜粋)

I 直接投資

¹⁰⁸ 正式には、The Treaty Establishing the European Community。

¹⁰⁹ Council Directive 88/361/EEC of 24 June 1988 for the implementation of Article 67 of the Treaty. この指令そのものは、1994 年の EEA 条約 (Agreement on the European Economic Area) の Annex XII (Free movement of capital - List provided for in Article 40) に統合されたが、同指令の Annex I は今でも欧州裁判所が法解釈をする上での根拠となっている。

1. 資本提供者にのみ属する支店もしくは新たな企業の設立、及び既存の企業の完全な取得
 2. 永続的な経済関係の確立もしくは維持という観点による、新規もしくは既存企業への資本参加
 3. 永続的な経済関係の確立もしくは維持という観点による、長期融資
 4. 永続的な経済関係の維持という観点による、利益の再投資
- A 非居住者による加盟国領域への直接投資
- B 居住者による外国への直接投資

以上から、資本の移動の一形態である直接投資は、第三国から EU 域内への対内直接投資もその対象とし、各 EU 加盟国は原則として第三国からの対内直接投資の自由を確保することが義務付けられているといえる。この EC 法第 56 条は、各加盟国が国内法の改正を必要とせず、直接適用される強行規定であると解されている。

(2) 対内直接投資に対する規制

1) 資本移動の自由に対する EC 法上の例外措置

上述のとおり、EU においては対内直接投資は資本移動の一形態として捉えられ、原則自由という扱いがなされているが、一方で資本移動の自由の原則に対しては、EC 法に加盟国にその制限を許容する合理的な例外規定も設けられている。第 57、58、59、60 条がそれに当たるが、第 57 条、第 59 条、第 60 条の 3 つは第三国との資本移動に関する規定であり、第 58 条は全ての国との資本移動に関する規定である。

EC 法第 57 条

1. 第 56 条の各項は、第三国との間の資本移動（直接投資（不動産投資を含む）による設立、金融サービスの提供、又は証券による資本市場への参入を含む）に関して適用される国内法又は EC 法の下で 1993 年 12 月 31 日現在で存在しているいかなる規制についても、その第三国への適用を妨げない。
2. 加盟国と第三国との間の資本の自由な移動という目的を、可能な限り最大限に、かつ本法の他の章の条項を阻害せずに達成しようと努力する一方で、理事会は、委員会からの提案に基づき特定多数決を実施し、第三国との間の資本移動（直接投資（不動産投資を含む）による設立、金融サービスの提供、又は証券の資本市場への参入を含む）に関する措置を採用してもよい。本項に基づく措置が第三国との間の資本移動の自由化を後退させ

る場合は全会一致の賛成が必要である。

第 57 条は、対内直接投資を含む第三国との資本移動について、加盟国が規制を認められるケースと EC 理事会が規制措置を実施できるケースについての規定である。前者は、1993 年末時点で各加盟国が既に有していた規制については引き続き適用を認めるというものであり、後者は同様に 1993 年末時点での EU の既存の規制について引き続き適用を認めることに加えて、1994 年以降であっても理事会が全会一致で導入を認めた規制については例外的に適用を認めるというものである。このように、加盟国は、第三国との間での資本の移動に関して、1994 年以降に新たな規制を設けたり、あるいは既存の規制を強化したりすることは認められておらず、基本的には自由化に向けた努力が求められる。

第 58 条

1. 第 56 条の規定は、加盟国の以下の権利を阻害してはならない。
 - (a) 居住地や資本を投下した場所が同じ状況にない納税者に対して、区別して税法の関連条項を適用すること。
 - (b) 特に課税及び金融機関の健全性監督の分野における法律、規制の違反を阻止したり、行政上、統計上の情報収集の目的で資本移動の申告手続を制定したりするための全ての必要な措置を取ること、あるいは公共政策や公共の安全上の理由で正当化される措置を取ること。
2. 本章の条項は、本法律と両立可能な設立の権利に関する規制を適用することを妨げない。
3. 第 1 項及び第 2 項に規定されている措置及び手続は、第 56 条に定義された資本や支払の自由な移動に関して、恣意的差別や偽装された規制といった手段は含まない。

対内直接投資の観点から第 58 条でもっとも重要なのは、第 1 項(b)である。つまり、加盟国は、公共政策及び公共の安全上の理由で正当化される規制を実施することについては認められているということである。ここでいう公共政策 (national policy) とは、欧州委員会へのヒアリングによると、英語の条文では公共政策になっているが、フランス語の条文では公共の秩序となっており、公共の秩序のほうが意味としては正しいとのことであり、いわゆる公共の利益又は公益性という概念とは異なっているようである。従って、ここで認められているのは、安全保障上の観点からの資本移動の規制と考えるのが妥当であろう。

第 59 条

例外的な状況において、第三国との間の資本移動が経済統合及び通貨統合の運営にとって深刻な困難を引き起こす、あるいは引き起こす恐れがある場

合、理事会は、委員会からの提案に基づき特定多数決を実施し、ECB と協議した後で、厳密に必要性があるならば、6ヶ月を超えない期間で第三国に関するセーフガード措置をとってもよい。

第 59 条も安全保障上の要請による規制ではあるが、ここでは資本移動が加盟国 1 カ国だけでなく EU 全体の運営に深刻な問題を引き起こす恐れがある場合に適用される。

第 60 条

1. 第 301 条で想定されている事態（EU による経済制裁）において、共同体による行動が必要と考えられる場合、理事会は、第 301 条に規定された手続に従って、当該第三国に関する資本の移動及び支払に関して必要な緊急措置を取ることができる。
2. 第 297 条に抵触せず、かつ理事会が第 1 項に従った措置を取らないかぎりにおいて、加盟国は、深刻な政治的理由及び緊急の理由があれば、第三国に対して資本移動及び支払いに関する一方的な措置を取ることができる。委員会及びその他の加盟国は、遅くとも当該措置が実施される日までに措置について通知されなければならない。
3. 理事会は、委員会からの提案に基づき特定多数決を実施し、当該加盟国が当該措置を修正もしくは廃止することを決定できる。理事会議長は、理事会によって採用されたどんな決定でも欧州議会に通知しなければならない。

第 60 条は、EU による経済制裁が行われた場合に、EU 全体で行う資本移動に関する規制措置に関する規定である。

2) その他の EC 法上の例外措置

対内直接投資に関連する、そのほかの EC 法上の例外規定としては、第 296 条が挙げられる。

第 296 条

1. 本法律の条項は、以下の規則の適用を妨げない。
 - (a) 加盟国は、自国の安全保障上の重要な利益に反すると思われる情報開示を強制される必要はない。
 - (b) どの加盟国も、武器、弾薬および戦争物資の製造又は売買に関連する、自国の安全保障上の重要な利益を保護するために必要と考えられる措置

を取ることができる。当該措置は、特定の軍事目的外の製品に関して、共通市場における競争条件に負の影響を与えてはいけない。

2. 理事会は、委員会からの提案に関して全会一致で採択することで、第 1 項(b)の条項を適用する製品のリスト（1958 年 4 月 15 日付）を変更することができる。

第 58 条は資本移動の自由の例外として国家安全保障に係わる事態について規定していたが、第 296 条はより幅広く加盟国に国家安全保障上の対応を認める規定になっている。従って、各加盟国による国家安全保障に係わる対内直接投資への規制は、第 58 条および第 296 条の両規定により確保されているといえる。

3) 判例法上の例外措置

既述の通り、EC 法第 58 条ではいわゆる公共の利益又は公益性を阻害する対内直接投資に対する例外措置は認めていないと解されており、それ以外の条文でもカバーされていない。しかし、公益性¹¹⁰に関しては、欧州裁判所の判例解釈により例外的規制が認められている。

判例解釈では、公益の維持に決定的な必要性（overriding requirement）がある場合、以下の要件を充たすならば例外的な規制が認められる。

差別的な性格を有しないこと

透明性があり、法的検討が可能なこと

応分であること（「応分性の原則」）、すなわち目的の達成に適切なものであり、本来の目標の達成に必要な手段を超えていないこと

国やセクターの競争力を維持するといった経済的目的は、公益の維持に決定的な必要性として認められない。EU は、経済的競争は市場経済の牽引力と考えているからである。

尚、公益性の定義はなく、判例では国の安全保障 / 防衛というより、電気、ガス、水道等の供給や供給網の確保といった公共の利益を意味していると思われる。

(3) その他

1) 強制的措置

EU は法治社会であり、EC 法規定に加盟国が違反した場合、EC 法第 226 条から第 228 条に規定された法的な手続が最大の手段である。

¹¹⁰ EU では general interest という。

第 226 条では、加盟国が EC 法上の義務を果たしていないと欧州委員会が判断した場合、当該国に意見書を提出する機会を与えた後、委員会はその問題に関しまず意見書を出し、もし当該国が決められた期間内に意見書に従わない場合、委員会は欧州裁判所に提訴することができる旨規定されている。この EU 裁判所への提訴は、第 227 条により他の加盟国にもその権利が認められているが、加盟国の場合は事前に欧州委員会に持ち込んで、委員会において議論することが求められている。

欧州裁判所は、加盟国が EC 法上の義務を果たしていないと判断した場合、判決を通じて当該加盟国に対して必要な措置を講じることを求める。当該加盟国がどうしても判決に従わない場合、委員会は罰金を課すことを求めて再度欧州裁判所に提訴できる（第 228 条）。欧州裁判所は、当該加盟国の経済力に見合う罰金を算出し¹¹¹、課すことができる。

一方、法的措置以外の措置としては、欧州委員会が別途以下のような措置をとるのが一般的である¹¹²。

経済金融委員会や関連セクターの大臣級委員会で圧力をかける。

個々のケースで委員長からレターを出したり、圧力をかけたりする。多くの場合、法的権限を有する競争委員会委員長からのレター、圧力を伴う。

判決の解釈に関して欧州裁判所との話し合いを行う。

関連セクターで新しい法律を制定する。

2) 最近懸案となっている事案と EU の対応

スペイン政府による ENDESA 買収阻止のための規制

本事案は、ドイツ最大の電力会社 E.ON 社がスペインの公営電力会社 Endesa を 300 億ユーロで買収し、世界最大の電力供給会社になるべく株式公開買付を開始したのに対して、スペイン政府がこの買収提案に対抗するために、ガスや電力の配給といった規制分野で活動している企業への外国企業の株式公開買付に関するエネルギー国内委員会（CNE）の監督能力を強化する法令を 2006 年 2 月に承認したものである。このスペイン政府の対応に対して、欧州委員会は、スペイン政府に対して法令についての説明を求める書面を送り、資本移動の自由が阻害されることについて懸念を表明している。EU としては、この対応は既存の規制よりも厳しい新たな規制の導入禁止にも違反していると考えており、欧州裁判所に提訴することになる模様である¹¹³。

¹¹¹ 通常は国民所得の一定割合という形で算出される。

¹¹² 欧州委員会へのヒアリングによる。

¹¹³ 欧州委員会へのヒアリングによる。

ルクセンブルグによる買収規制案について

ルクセンブルグでは、オランダのミッタル・スチール社が予定しているアルセロール社の敵対的買収に対抗するため、新たな買収規制を検討している。これは、発行済み株式数における浮動株の比率が 25%以下の企業は、ルクセンブルクの企業に対し、現金と株式交換による買収を行うことを禁止するというものであり、実質的にはアルセロール社買収阻止が狙いであると考えられるが、ルクセンブルグ政府は、同法案は企業買収について一般的な原則を定めたものであるとしている。これに対する EU の対応は、同法案が国内企業にも等しく適用されるものであることから、資本移動の自由を阻害するものではなく、ルクセンブルグ国内の会社法の問題であるという立場をとっている¹¹⁴。

3) 黄金株

(a) EU の黄金株に対する姿勢

黄金株については、EU は基本的に資本移動の自由の原則に反すると考えている¹¹⁵。EU は、黄金株は政府が民営化された会社に有する、その国の会社法で規定された所有権に付随する権限以上の特別な権限として広い範囲で解釈されねばならないと考えている。資本移動としての直接投資は、会社の経営支配を許容する所有権（つまり資本提供者と企業を継続的、直接的に結び付けるあるいは経済活動を行う資金を提供する契約）の買収と定義されるが、この経営支配の範囲を侵害する特別な権限は、差別的でないとしても資本移動の制限にあたる。民営化は政府による独占を解消し、競争を通じて市場をより効率的にすることを目的としているが、政府が黄金株を通して民営化後の公営企業を支配し続けることは市場の効率化、統合の妨げになることと EU は懸念しており、基本的にはいかなる特別な権限（黄金株）も認めないとの姿勢をとっている。

しかし、一方で EU は、絶対的に必要な理由がある場合は例外として黄金株を認める場合があるとする。電気、ガス、水道等公営企業による供給や供給網の確保といった公益性や、安全保障上の理由に関しては、絶対的に必要な理由と考えられている。欧州委員会はこのような見地から、全ての黄金株を調査し、それぞれのケースで第 56 条の例外として正当化できる根拠があるかどうかを調査し、正統な根拠があるか疑わしいケースについては積極的に欧州裁判所に持ち込んで判断を仰ぐという対応をとっている。

これまでに欧州裁判所が数件の判決を出している。ポルトガル政府が、民営化後のセメント会社に保有する黄金株のケースでは、保有目的が経済的目的であったため、違法の判

¹¹⁴ 欧州委員会へのヒアリングによる。

¹¹⁵ 以下、全て欧州委員会へのヒアリングによる。

決となった。公営事業における判決の判断基準は「応分の原則」である。つまり、目標の達成のための手段として、黄金株に与えられた権限が応分のものかどうかということで判断される。

尚、第2次ガス指令が出され、各国は業界監督機関(regulator)を置くことになり、監督機関が黄金株と同じ機能を果たすことになったので、今後はガス事業での黄金株は認められないであろうとの欧州委員会の見解であった。

(b) 欧州裁判所の黄金株に関する判例

2003年5月に、英国とスペインの黄金株について、二つのEU法抵触判決が出ている。内容的に非常に重要な判決であるが、詳細がプライスウォーターハウス(ドイツ)社のニュースレター2004年5月号に解説されており、以下にその一部を抜粋する形で概要を示す。

英国の事例

今回のEU法抵触判決において係争対象となった英国の黄金株あるいは法律規定は、1986年7月8日付の「1986年空港法 Airports Act」により民営化された「英国空港公団 British Airports Authority」に関わるものである。同公団は民営化前に英国内の7つの国際空港を所有・管理していたが、その民営化により1987年に誕生した「英国空港公団株式会社 British Airport Authority plc」の会社定款を認可する権限が英国政府当局に留保され、さらに、英国運輸省に対して「1ポンド特別株式 One Pound Special Share」が発行された。同社の会社定款第10条にその内容が詳細に規定された当該特別株式により、英国政府には同社の資産の売却、同社の子会社の管理・コントロールならびにそれらの清算等に際しての認可権限が留保され、さらに同社の会社定款第40条において、政府からの委託を受けた者以外の者が15%超の株式議決権を取得することが制限されていた。

英国の黄金株についての欧州裁判所の判断では、「資本移動の自由の原則」は他のEU加盟国からの投資家に対する差別的な取扱いを禁じているに留まらず、投資家一般に対する制限を禁じるものであり、英国空港公団株式会社の問題にされている規定は、明白な形での差別は認められないが、結果的に他のEU加盟国からの投資家に係争対象となっている企業への投資を思い留まらせ、市場参入への影響力行使の手段となっていることから、「資本移動の自由の原則」を制限するものであるとした。

スペインの事例

係争対象となったスペインの黄金株あるいはその関連法律規定は、1995年3月23日付の「特定企業に対する国有株式の売却についての規制のための1995年第5法」（以下、「1995年第5法」）の第2条ならびに第3条第1項と第2項、そして、それに関連して1996年から1998年までに公表された各対象企業毎の5件の王国政令である。その中で対象となっていた企業は、レプソル社（石油・エネルギー）、テレフォニカ社（電話）、アルヘンタリア銀行（現在名称 = BBVA 銀行）、タバカレラ社（たばこ：現社名 = アルタディス社）、エンデサ社（電力）の5社である。1995年第5法の第2条ならびに第3条において、以上の旧国営企業については、以下の五つのケース、すなわち、

当該旧国営企業的意思決定に基づく会社清算・分社・合併の場合

当該旧国営企業の事業目的の達成に不可欠な資産ならびに他の会社に対する出資持分の売却、または、当該資産・出資持分への抵当権の設定等の負担の賦課の場合

当該旧国営企業の事業目的の変更の場合

10%以上の国家の出資持分の引下げにつながる資本取引の場合

10%以上の当該旧国営企業に対する出資持分の取得に際しては、当該旧国営企業に対する国家の出資持分比率が10%以上引下げられて50%未満になるか、あるいは、国家の出資持分比率が引下げ幅に関わりなく15%未満になる場合には、政府当局の事前認可が必要であると規定されていた。

係争対象となったスペインの黄金株規定、具体的には1995年第5法の第2条ならびに第3条第2項と第3項の規定に関して、英国の黄金株と同様に、明白な形での他のEU加盟国からの投資家に対する差別は認められないが、結果的に他のEU加盟国からの投資家に係争対象となっている企業への投資を思い留まらせ、市場参入への影響力行使の手段となっていることから、やはり「資本移動の自由の原則」を制限しているという判断を明確にした。

しかしながら、英国黄金株の場合とは異なり、ここで直ちにEU法抵触の結論が出された訳ではなく、係争対象となった五つの企業各々について、問題にされた規定に関し欧州共同体条約第58条第1項の「資本移動の自由の原則」に対する国内的制限を許容できるという例外規定が認められるのか、認められる場合に、どのような前提条件のもとでそれが認められるのかという検討が行われている。

たばこを生産しているタバカレラ社（現社名：アルタディス社）と通常の商業銀行が合併して誕生し、特に中央銀行の機能を備えている訳でもないアルヘンタリア銀行（現社名：BBVA 銀行）については、不可避的な公益性保全の観点に該当するような公共サービスを提供する企業とは見なし得ず、資本移動の自由の原則の国内的制限の正当化はできないという判断を下した。

他の三つの企業、レプソル社（石油・エネルギー）、テレフォニカ社（電話）、エンデサ社（電力）については、そのようなサービスまたは物資・エネルギー供給が国家危急時に重要なものであるという安全保障の観点からは、資本移動の自由の原則の国内的制限は正当化され得るという見解を示した。しかし、

- 1) 政府当局がとりわけ広範な裁量権を有し、その行使が何らかの前提条件とリンクされてはいない
- 2) どのような具体的・客観的条件のもとで事前認可が付与されるのか、あるいは、拒否されるのかについて、投資家にとって不透明である
- 3) 事前認可が拒否された場合等に対する企業側の提訴の道は確保されているように見えるものの、裁判所側が裁量権の行使の適否を判断する明確な基準が提示されていない

という指摘がなされ、問題になっているスペイン黄金株の規定は、スペイン政府が国内における一定の目的追求のために EU レベルの「資本移動の自由の原則」を制限する際に、その本来の目的の達成に必要な以上のものがもたらされていること、すなわち、応分性原則が遵守されていないとの判断を示し、最終的には、これら 3 社に関連する規定も、欧州共同体条約第 56 条の「資本移動の自由の原則」に抵触しているという判断を明確にした。

(4) 今後の方向

既述の通り、EU では対内直接投資は資本移動の一形態として、公益性と安全保障という 2 つの例外を除けば、原則自由という姿勢を貫いている。資本移動の自由は EU を形成する上での基本原則であり、欧州委員会に対するヒアリングでも対内直接投資の原則自由という考え方は今後とも変わらないものであることが確認できた。

6. 我が国および発展途上国への示唆

(1) 東アジアの投資関連法制

先進国の投資制度から我が国および発展途上国に対する示唆を検討すべく、まずは東アジアを中心とする投資関連の法制度を俯瞰する。

1) 国際フォーラムでの議論

投資に関しては、国際的なルール化が実現に至っていない。世界貿易機関（WTO）においては、(i) 貿易に関連する投資措置に関する協定（TRIMs 協定）（ローカルコンテンツ要求・輸出要求・輸出入均衡要求等の内国民待遇、数量制限の一般的禁止に反するパフォーマンス要求を違反と規定している）、(ii) サービス貿易自由化協定（GATS）（越境取引等とともに、拠点を通じたサービス提供（サービス分野の投資自由化）をも規定の対象範囲とし、最恵国待遇や透明性確保等の一般原則を規定するとともに、内国民待遇および市場アクセスを各国が約束し自由化交渉の対象としている）といった限定的な取組みがあり、(iii) さらに、「貿易と投資の関係に関する作業部会」において投資ルールの要素に関する議論が行われてきたが、2004年の段階で今次 WTO 交渉（ドーハアジェンダ）での交渉は断念されている。

OECD（たとえば OECD 多国籍企業ガイドライン¹¹⁶、国際投資委員会¹¹⁷）や APEC における国際ルール化を伴わない検討が行われている。拘束力を持つ枠組みとしては、二国間投資協定（BITs）および自由貿易協定（FTAs）によって原則が規律されている。

2) 主要アジア各国の投資に関する法制度の現状

インドネシア

投資に関しては、インドネシアでは、外国からの直接投資受入に関する分野横断的な法令として、1967年外国投資法を定めている。1994年には同法を改正する政令（外国投資企業における資本所有の条件に関する政令第20号）により、従来の外国出資比率規制、資本移譲義務、最低投資額規制が廃止されるとともに、外資100%での進出が可能になった¹¹⁸。さらに、1996年には輸出商社の外資100%出資を許可、外資製造業社による自社製品の直接の国内卸売りを許可、1998年には外資への小売業開放および一般輸入業開放¹¹⁹など、規

¹¹⁶ <http://www.oecd.org/dataoecd/25/26/35150230.pdf>

¹¹⁷ http://www.oecd.org/about/0,2337,en_2649_34863_1_1_1_1_1,00.html

¹¹⁸ 東京三菱銀行・UFJ銀行『投資ガイドブック・インドネシア』2005年。

¹¹⁹ 日本アセアンセンターHP（<http://www.asean.or.jp/invest/guide/indonesia/1-03.html>）

制緩和を進めている。2000年の大統領令第96号及び第118号による投資規制対象業種（いわゆる「ネガティブリスト」）の改正では、ビジネスサービスや医療サービスなどの分野で外資の導入が進められた。なお、外資系100%の場合には事業開始の15年後には株式の一部をインドネシア人に譲渡する義務があるが、インドネシアと外資の合併の場合にはこの義務はない。また、土地所有権はインドネシア国籍を持つ個人にのみ認められている¹²⁰。

マレーシア

マレーシアでは、1960年代後半に既に投資奨励法（1986年からは投資振興法）を施行し、外資誘致政策を進めてきた反面、1971年から開始された新経済政策において、ブミプトラ（主としてマレー人からなる先住民族）の経済的地位を高めるため、ブミプトラへの資本割当て等の優遇制度が導入され、一部、今日の政策にも引き継がれている¹²¹。

マレーシアでは、法律上明示された業種規制はないが、外国投資委員会による出資比率ガイドラインが存在する。同ガイドラインは類似見直しが行われてきたが、最近では、2003年にマレーシア政府が発表した景気刺激策の一環として、外資規制を緩和している。具体的には、同ガイドラインを見直し、従来設けられていた「外資30%、非ブミプトラ内国資本40%、ブミプトラ資本30%」とする出資比率規制について、ブミプトラ資本30%を除き、最大70%まで外資の出資を認めた。さらに、100%外資出資を認められる場合もあるという¹²²。また、外資による地場企業株式取得に関するFIC認可基準額を従来の500万リンギから1,000万リンギに引き上げた¹²³。また、同じ2003年、製造業における出資比率政策を変更し、全ての製造業の外資出資規制が撤廃された¹²⁴。なお、1975年工業調整法に基づき、一定規模以上で製造業の投資を意図する企業はマレーシア工業開発庁に申請し、認可を受けなければならない¹²⁵。

フィリピン

フィリピンでは1991年外国投資法（共和国法第7042号。1995年に共和国法第8179号により改正）によって、40%の外資出資比率規制が優遇措置の適用を受けない外国投資の進出と外資による事業に対して適用される。この法律は改正により外国投資に対する規制が緩和され、新しい企業に対する最低払込資本が50万米ドルから、20万米ドルもしくはその企業が先端技術を扱うか50人以上の直接雇用者を雇っている場合は10万米ドルに引き下

¹²⁰ 東京三菱銀行・UFJ銀行、前出。

¹²¹ 東京三菱銀行・UFJ銀行『投資ガイドブック・マレーシア』2005年。

¹²² マレーシア日本人商工会議所（<http://www.jactim.org.my/support/guideline.php>）

¹²³ 2003年6月6日通商弘報（<http://www3.jetro.go.jp/jetro-file/search-text.do?url=13000134>）、東京三菱銀行・UFJ銀行、前出。

¹²⁴ 日本アセアンセンター（<http://www.asean.or.jp/invest/introduce/malaysia/>）。

¹²⁵ 東京三菱銀行・UFJ銀行、前出。

げられ、ネガティブリストも縮小された¹²⁶。

シンガポール

シンガポールには外資に関する規制法はなく、国内企業と同様の法が適用される。投資に関しては、経済拡大奨励法（1967年）、会社法（1971年）、製造業規制法（1959年）等によって規定される。経済拡大奨励法は、投資奨励分野及び優遇措置を規定している。1978年、1984年の改正により、最低投資額の制限が撤廃されるなどの規制緩和が進められている¹²⁷。

シンガポールにおける法人企業、外資系企業の設立・登録、運営、清算等は会社法によって規定されている。2004年1月に施行された最近の改正では、最低役員数の緩和、事務所外側への社名表示義務の廃止、電子上の会議召集の承認などの面で規制緩和が図られている¹²⁸。また、個人事業と共同経営に関しては事業登録法に基づいて登録等が求められる¹²⁹。

タイ

タイにおける外国人による投資については、2000年3月から施行された外国人事業法が現行法となっている。これは、外国企業が同法の付記細目に定められた業種の事業を営むことを禁じるものであり、3分類43業種について外国人の参入を原則禁止している。たとえば、マスコミ、稲作、畜産等は「特別な事由で」、火薬や爆発物、金・銀等の加工、岩石採掘等は、「国家安全保障、文化、天然資源等保持の観点から」、植林、会計・法務サービス、小売、広告サービス等は、「地場企業の競争力が未成熟なため」に、それぞれ原則禁止となっている。なお、同法の規制業種はサービス業に限られており、製造業に対する規制は含まれない¹³⁰。

1977年投資促進法（1992年改訂）では、奨励業種への内外投資家を税金面等で優遇する奨励措置を規定する。この下位法として、投資委員会（BOI）布告として、「仏暦2543年（2000年）No.1投資奨励の政策および原則の件」が同年8月に発表されている¹³¹。

中国

中国では、改革開放以来、外国からの対中投資の促進に積極的であり、WTO加盟後も概ね同様の外資政策を採っている。外国からの中国への直接投資は「外商投資」と呼ばれている。法的には、「外商投資の方向を指導する規定（外商投資ガイドライン）」によって外資の導入に関する一般的な指針を規定し、加えて業種毎の「外商投資産業指導目録（投資

¹²⁶ 日本アセアンセンター（<http://www.asean.or.jp/invest/invest/philippines/index.html>）

¹²⁷ 東京三菱銀行・UFJ銀行、前出。

¹²⁸ リソナ銀行アジアニュース、2004年9月。

¹²⁹ 日本アセアンセンター（<http://www.asean.or.jp/invest/guide/singapore/06-1.html>）

¹³⁰ 東京三菱銀行・UFJ銀行『投資ガイドブック・タイ』2005年。

¹³¹ 日本アセアンセンター（<http://www.asean.or.jp/invest/introduce/thailand/new.html>）

リスト)」がある。このリストでは各業種を「奨励類」「許可類」「制限類」及び「禁止類」に分類している。投資ガイドラインと投資リストが始めて公布されたのは 1995 年であり、その後、WTO 加盟後の 2002 年に新たな投資ガイドラインが施行されるとともに、投資リストも改訂された。その後、新たな投資リストが 2004 年 11 月に公布、2005 年に施行されている。最近の投資リスト改正で規制が緩和されたのは、電子装置の製造や大型ディスプレイの部品製造など中国国内での需要が高まっている分野が奨励類に分類された点、ラジオ・テレビ番組制作等サービス業などの新規参入可能分野が拡大された点である。他方で、投資過剰を防止するなどの目的から規制が強化された分野もある¹³²。

韓国

韓国において投資法は 1980 年代初め頃から始まった経済自由化の一環として導入された。先ず、80 年代前半には外資導入法が導入され、それまで外資の直接投資を認めている業種のみを列記したポジティブ・リスト方式をとっていたのが、規制業種のみを規定するネガティブ・リスト方式へと転換された。また、会社の外国人持分比率の上限が一律 50%とされていたが、外資導入法及びその他の個別業法等によって業種間の上限の差異が設けられた。さらに、1992 年からは原則として認可制だった外国人投資が、原則届出。例外認可へと転換された。1997 年 11 月の経済危機を受けて、外資導入法および外国為替管理法は廃止され、外国人投資促進法が制定された¹³³。同法は、投資金額及び投資出資比率など一定の条件を満たす外国人による投資を促進することを目的としている（条件に該当しない外国人投資は外国為替取引法の適用を受ける）。なお、現在、韓国の外国人投資に対するネガティブリストでは、防衛産業、エネルギー、農業など、63 業種への外国人投資の制限が規定されている¹³⁴。

日本

戦後、外資の流入を抑えるために、外国為替及び外国貿易管理法（外為法）の特別法として「外資に関する法律」（外資法）を 1950 年 5 月に公布した。その後、60 年代には、OECD 加盟など国際社会への復帰を目前に、外資出資比率規制の緩和等、外資導入規制を緩和し始めた。本格的な対日直接投資の自由化は、1967 年から始められた。67 年の自由化を第 1 次として 73 年の第 5 次自由化まで段階的に進められた。1979 年には、外為法が全面改正され、外資法が廃止されたうえで、資本取引は「原則禁止」から「原則自由」へと大きく転換した。このときに施行されたのが、現行法である外国為替及び外国貿易法（いわゆる「外為法」）¹³⁵（昭和 24 年 12 月 1 日法律第 228 号）（第 5 章 対内直接投資等）である¹³⁶。

¹³² 射手矢・石本『中国ビジネス法必携 2005/2006』ジェトロ、2005 年、19～20 ページ。

¹³³ 小林、前出、21～22 ページ。

¹³⁴ 金・張法律事務所『韓国投資 Q&A』

¹³⁵ 外為法は、1998 年に外国為替公認銀行制度の廃止等を柱とするより一層の自由化が行われ、名称から「管理」の文言も削除された。

その後、日本の投資政策は投資誘致積極策を中心に展開される。1994年には内閣総理大臣を議長、経済財政政策担当大臣を副議長とする閣僚レベルの「対日投資会議」が立ち上げられ、投資促進施策を受けて2003年には「Invest Japan」といわれる対日直接投資総合案内窓口が設置された¹³⁷。日米¹³⁸、日 EC などの経済協定の枠組みでの投資に関する議論など、様々な枠組みで投資促進に向けた取組みが行われている。また、11カ国との間に二国間投資協定を締結している¹³⁹。

【参考】アジア各国の投資制度に対して産業界が指摘する問題点

各国に残存する外資参入規制に対しては、産業界はかねてより円滑な事業展開の障害となっているとの指摘を行っている。たとえば、中国における投資ガイドラインによる規制（特にサービス分野）、インドネシア、フィリピン、タイ、韓国における外資出資比率規制、タイにおける最低資本金規制、あるいは各国における通信、流通といった個別分野の規制などに対しては、改善の要望があげられている。

また、退出に関しては、中国における合併企業の解散には、役員会の全会一致決議や政許認可機関の許可を要すること、タイにおいて、政府に廃業の承認が受容されないこと、撤退ルールの不透明であることなどが指摘されている¹⁴⁰。

(2) 先進国の外資規制に関する現状を踏まえた我が国および途上国への示唆

1) 先進国の外資規制に見る傾向

第1章から第5章まで、主要先進国及びEUにおける対内直接投資に関する規制状況を見てきたが、そこには以下のようないくつかの傾向が見て取れる。

(a) 対内直接投資の原則自由

先進各国に共通しているのは、海外からの直接投資は国内経済にとって歓迎すべきものであるという考え方であり、一部の例外を除いては対内直接投資を規制すべきではないという原則である。このことは、各国が経済的理由による外資規制を禁じていることに端的

¹³⁶ 株式会社日経リサーチ『対内直接投資自由化に係る日本の経験と日本からの対外直接投資の現状等に関する調査』2005年。

¹³⁷ http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/j_investment/j_invest.html

¹³⁸ たとえば、「成長のための日米経済パートナーシップ」の「投資フォーラム」

http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/keizai/pship_g.html#05

¹³⁹ http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/investment/bi_multi.html

¹⁴⁰ 貿易・投資円滑化ビジネス協議会『各国・地域の貿易上の問題点と要望』2004年および2005年新規意見 (<http://www.jmcti.org/mondai/new2005.html>)

に表れており、ボーダーレス化が進んでいる世界経済の中で、経済的理由によって外資規制をすることは、自国企業の国際市場での活動にマイナスであるとの認識が浸透しているということでもあろう。

(b) 国家安全保障分野における外資規制

他方で、各国とも原則自由の例外として外資規制を導入している。その一つは、米国のエクソン・フロリオ条項に代表される国家安全保障上の理由による外資規制であり、先進国では一般的に採用されている。対内直接投資を資本移動の自由の一形態として捉え、原則自由を打ち出している EU においても、国家安全保障上の理由があれば加盟国が対内直接投資を規制することは認めており、それを受けて独、仏では防衛関係分野で包括的な法規制を行っている。唯一異なる対応をしているのは英国だが、これはもともと防衛産業市場自体が小さく、英企業は生き残りをかけて海外市場に飛び出した結果、他国に規制緩和を求めなければならず、逆に国内市場を規制することができなくなったという特殊事情があるからであり、重要な企業 2 社については黄金株を使って外資の出資規制を行っている。

なお、国家安全保障に関しては、今日、情報通信等の分野における技術革新、米国連続テロ事件（2001年9月11日）を初めとするテロ事件の発生、マネーロンダリング等の深刻化などをうけ、国家安全保障の概念やそれへの脅威のあり方が変化している。こうした状況に対応すべく、フランスでは 2005 年末に新たな外資規制に係る政令が公布された。他方で、米国ではエクソン・フロリオ条項の下で安全保障の定義を設けないという方法により対応している。対内直接投資に関しては、各国とも国家安全保障を如何に定義し、それへの脅威をいかなる方法で検証するかという難しい問題に直面している。

(c) 公益性の高い分野における投資規制

二つ目の例外分野としては、公益性の高い分野が挙げられる。米国は航空、海運、原子力エネルギー、銀行、保険といった公益性の高い分野で外資規制を認めているし、EU も判例法によって、公益性の高い事業については各加盟国が外資規制を行うことを認めている。但し、航空や原子力エネルギー等の分野に関しては、安全保障の観点も規制の根拠として掲げられており、公益性を理由とした外資規制と国家安全保障を理由とする例外との境界、あるいは、産業政策を理由とする例外との境界線は必ずしも明確なものではない。したがって、公益性を理由とする例外をどこまで認めるか、如何に定義付け得るかについては議論のあるところであろう。

米国においては、主として役員の国籍要件・居住要件を手段とする、より幅広い公益性

を理由とした規制が認められており、銀行や保険といった金融業における外資規制はその好例であるといえよう。他方で、EU では、公益性を理由とした外資規制の範囲を極力狭めようというスタンスであり、たとえ石油や電気といった公益性が認められる事業であっても、規制手段が「応分の原則」に該当しなければ規制を認めない。さらに、米国でもニューヨーク州政府においては、知事直轄の機関として規制改革局が設けられ、新規に導入される全ての規制の必要性を一元的に審査し、必要性が認められない場合、または弊害が多い場合には新規の規制の導入を認めない体制をとっているという事例もある。

2) 日本に対する示唆

日本についても他の先進国同様、原則として対内直接投資は自由という立場をとっており、例外的に規制を設ける対象としては国家安全保障上の理由か、公の秩序の維持を理由としたものに限られる。また、一部の産業（農林水産業、皮革及び皮革製品製造業、鋳業、石油業）において OECD 資本自由化コードを留保しているという現実がある。これは国内産業の事情等に配慮した規制であり、安全保障上の理由とともに経済的理由による外資規制と理解される。他の先進国が経済的理由による外資規制の削減、撤廃に向かうなか、日本としてもこうした外資規制の自由化を求められる可能性がある。

3) 途上国に対する示唆

上述の途上国における外資規制の状況を見て分かれるとおり、先進国との大きな違いは国内産業保護を目的とした外資規制の存在である。これらの途上国においては、業種横断的、あるいは業種別の外資出資比率の制限、最低資本金規制、役員や従業員の国籍要件等、様々な様態で外資規制が存在している。一部の製造業や観光サービスなど外資を呼び込み競争力を強化したい分野では制限を撤廃しているのに対して、流通業、金融業など自国産業の競争力が低い分野においてはとりわけ規制が残される傾向にある。現在、こうした途上国における投資制限的な傾向は、WTO における自由化交渉や、近年盛んになっている自由貿易協定 / 経済連携協定(FTA/EPA)交渉を通じて規制撤廃の方向に向かいつつある。

しかし、先進国の多くが経済的理由による外資規制を放棄しているという一事をもって途上国もそうした規制をすぐに撤廃すべきであるとの示唆を出すことについては議論の余地があろう。実際多くの先進国では、つい最近まで一部の産業を保護するために外資規制をとっていたし、また日本を含む先進国においても、自由化は戦後、段階的に進められてきており、未だ経済的理由による外資規制を継続している国もある。経済のグローバル化が進む中、今後とも途上国は FTA/EPA 交渉などを通じて自国産業の保護など経済的理由による外資規制の緩和を迫られることが予想される。こうした外資規制の緩和に対

応すべく、途上国はそれを見据えて、国内産業の育成策等十分な準備を行うことが必要であり、投資規制撤廃に関する段階的な措置を活用するとともに、途上国政府・産業界のキャパシティ向上に資する支援活動が行われることが期待される。

なお、今日、経済的な投資規制の撤廃を進めた先進国においては、結果として安全保障確保のための規制のみが残されつつあり、如何に効果的に安全保障を確保するかという点が、対内投資政策の中心的な課題となっている。今後、途上国においても、段階的な投資自由化の実現を進める過程で、国家安全保障に必要な規制措置を確実に残していくことが求められる。そこで、先進国が対内投資の規制緩和を進めながらも、国家安全保障目的の規制を維持ないし拡充している現状を参考にすることが有用と考えられる。

参考資料Ⅰ 対内直接投資（外資）規制の論点

| | 日本 | 米国 | 英国 | ドイツ | フランス | EU |
|---------------|---|---|--|---|--|--|
| (1) 法律名 | 外国為替及び外国貿易法 | エクソン・フロリオ法 (Section 721 of the Defense Production Act of 1950を修正する1988年包括通商・競争力法第5021条、50 USC APPENDIX Sec. 2170) | 包括的な外資規制法は存在せず。業種別規制は以下のとおり。 航空輸送：1992年航空輸送業者免許規則 漁業：1995年商船法 安全保障：一部企業で黄金株による出資規制 (放送分野については、外資の買収による弊害を除去するために作られた、2003年通信法の「多様性審査」があるが、外資のみに適用されるものではないため本表からは除外) | 対外経済法(Aussenwirtschaftsgesetz :AWG)及びその施行令(AWV) | 通貨金融法典(Monetary and Financial Code)及び対外金融関係を規制する政令(Decree regulating financial relations with foreign countries) | EC法(The Treaty Establishing the European Community) |
| (2) 規制の対象となる者 | 外国投資家(非居住者個人、外国法人、外資系企業(外国人の出資比率が50%以上の国内法人)) | 外国人(外国籍の人または外国の利益により支配が行使されているまたはされ得る機関。「支配」とは、過半数または支配力ある少数の株式の保有、契約、その他の手段で意思決定、指示等を行う直接または間接的な権限を指す) | 航空輸送：EU非加盟国 漁業：外国人(少なくとも75%の所有権を英国国民及び/又は英国企業(少なくとも75%の株式を英国に在住する英国市民が所有する企業)が保有) 安全保障：外国国籍の個人又は団体 | 非居住者、非居住者の議決権の比率が累積25%以上の居住者企業 | 非居住者、非居住者の出資比率が33.3%以上の居住者企業 | EU加盟国 |
| (3) 規制対象取引 | 対内直接投資(外国投資家による、10%以上となる株式の取得、長期間の貸付など) | 対内直接投資および対内間接投資(外国人による、または外国人とともに行われ、米国州際取引を行う人(法人)の外国による支配(control)を結果としてもたらし得る買収・合併・取得のうち、米国の国家安全保障に脅威を与えると判断される取引) | 航空輸送：航空免許 漁業：EEA域内での漁業 安全保障：ロールスロイス社とBAEシステム社への出資 | 武器製造企業(含、政府機密情報暗号システム製造)の買収あるいは外資25%超の直接的、間接的な資本参加。 | (統計目的)外国投資家による会社設立あるいはフランス企業の33.3%以上の株式を取得する取引で1.5百万ユーロ以上の投資案件 (規制目的)防衛、テロ、マネーロンダリング等に係わる4セクター11業種への外国投資家によるフランス企業の33.3%以上の株式取得 | 以下の対内直接投資 1. 資本提供者にのみ属する支店もしくは新たな企業の設立、及び既存の企業の完全な取得 2. 永続的な経済関係の確立もしくは維持という観点による、新規もしくは既存企業への資本参加 3. 永続的な経済関係の確立もしくは維持という観点による、長期融資 4. 永続的な経済関係の維持という観点による、利益の再投資 A-非居住者による加盟国領域への直接投資 B-居住者による外国への直接投資 |
| (4) 規制対象業種・基準 | 国の安全、公の秩序にあたるもの 航空機、武器、原子力産業、電気、ガス、水道、放送業等 OECD資本自由化コード上留保しているもの 農林水産業、皮革及び皮革製品製造業、鉱業、石油業 | 国家安全保障(法的な定義なし)に脅威を与える取引 (通信、航空、海運等、他の業法による業種別規制あり) | 航空輸送 漁業 (安全保障は2企業のみが対象で、業界全体を対象とした規制はない) | 武器製造業(含、政府機密情報暗号システム製造)への外資25%超(累積)の出資を規制。対象の武器は戦争兵器コントロール法第1条第1項付表Bに明記されたもの。 | 4セクター：i) 防衛、ii) マネーロンダリング、iii) 有毒性化学物質製造(テロに利用可能)、iv) 機密情報(暗号技術) 11業種：i) 賭博、ii) 民間警備活動、iii) 有毒化学物質対処の研究、開発、製造、iv) 盗聴機器、v) ITセキュリティ評価、認証、vi) 防衛施設管理、vii) 軍事、民生両用(dual use)財、技術、viii) 暗号技術、ix) 国防機密、x) 武器、xi) 国防省との取引 | 公益性及び安全保障上の観点から問題があると思われる対内直接投資(原則自由だが、加盟国は規制をすることも可能) |
| (5) 規制方法 | 規制業種については、事前届出制、その他は事後報告制。規制業種のうち、国の安全等を脅かす恐れのある投資については、関税・外国為替等審議会で見聞き取り後、投資の内容の変更・中止を勧告、その後勧告を応諾しない場合は、命令できる。 | 企業による自主通報を受けてのエクソン・フロリオ条項に基づく米国外国投資委員会(CFIUS)における審査を経た大統領による禁止・停止命令。 (他の業種については免許制度) | 航空輸送：運行免許 漁業：漁船の登録・免許 安全保障：黄金株 | 買収者は事前に経済労働省に事前届出の必要がある。審査期間1ヶ月以内に、国の安全を維持するのに必要な場合、政府は買収を禁止することができる。 | 経済財政産業省宛報告 買収者は事前に経済財政産業省宛届出の必要がある。経済財政産業省は審査期間2ヶ月以内に、審査し、許可を与える。2ヶ月以内に、経済財政産業省の決定がない場合は、自動的に許可が与えられる。 | 規定なし |
| (6) 所管府省(判断者) | 財務省及び事業所管府省(勧告等を行う場合は関税・外国為替等審議会で見聞き取り後実施) | 大統領の権限付託を受けたCFIUS。議長・事務局機関は財務省(他省庁はCFIUSに参加) | 航空輸送：民間航空管理庁(CAA) 漁業：環境・食料・農村地域省 安全保障：貿易投資省(DTI、黄金株の保有官庁) | 連邦経済労働省 | 経済財政産業省が全体を担当、武器については国防省、マネーロンダリングについては内務省が審査を担当する | 欧州裁判所(欧州委員会又は加盟国が提訴) |

出所) 各種資料およびインタビュー結果より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

参考資料 主要法令（原文・抜粋）

米国

エクソン・フロリオ条項¹⁴¹

Sec. 2170. Authority to review certain mergers, acquisitions, and takeovers

(a) Investigations

The President or the President's designee may make an investigation to determine the effects on national security of mergers, acquisitions, and takeovers proposed or pending on or after the date of enactment of this section [Aug. 23, 1988] by or with foreign persons which could result in foreign control of persons engaged in interstate commerce in the United States. If it is determined that an investigation should be undertaken, it shall commence no later than 30 days after receipt by the President or the President's designee of written notification of the proposed or pending merger, acquisition, or takeover as prescribed by regulations promulgated pursuant to this section. Such investigation shall be completed no later than 45 days after such determination.

(b) Mandatory investigations

The President or the President's designee shall make an investigation, as described in subsection (a), in any instance in which an entity controlled by or acting on behalf of a foreign government seeks to engage in any merger, acquisition, or takeover which could result in control of a person engaged in interstate commerce in the United States that could affect the national security of the United States. Such investigation shall -

(1) commence not later than 30 days after receipt by the President or the President's designee of written notification of the proposed or pending merger, acquisition, or takeover, as prescribed by regulations promulgated pursuant to this section;

and

(2) shall be completed not later than 45 days after its commencement.

(c) Confidentiality of information

Any information or documentary material filed with the President or the President's designee pursuant to this section shall be exempt from disclosure under section 552 of title 5, United States Code, and no such information or documentary material may be made public, except as may be relevant to any administrative or judicial action or proceeding. Nothing in this subsection shall be construed to prevent disclosure to either House of Congress or to any duly authorized committee or subcommittee of the Congress.

(d) Action by the President

¹⁴¹ (<http://uscode.house.gov/download/pls/50A.txt>)

Subject to subsection (d),(1) the President may take such action for such time as the President considers appropriate to suspend or prohibit any acquisition, merger, or takeover, of a person engaged in interstate commerce in the United States proposed or pending on or after the date of enactment of this section [Aug. 23, 1988] by or with foreign persons so that such control will not threaten to impair the national security. The President shall announce the decision to take action pursuant to this subsection not later than 15 days after the investigation described in subsection (a) is completed. The President may direct the Attorney General to seek appropriate relief, including divestment relief, in the district courts of the United States in order to implement and enforce this section.

(e) Findings of the President

The President may exercise the authority conferred by subsection (c) (!1) only if the President finds that -

(1) there is credible evidence that leads the President to believe that the foreign interest exercising control might take action that threatens to impair the national security, and

(2) provisions of law, other than this section and the International Emergency Economic Powers Act (50 U.S.C. 1701-1706), do not in the President's judgment provide adequate and appropriate authority for the President to protect the national security in the matter before the President.

The provisions of subsection (d) (!1) of this section shall not be subject to judicial review.

(f) Factors to be considered

For purposes of this section, the President or the President's designee may, taking into account the requirements of national security, consider among other factors -

(1) domestic production needed for projected national defense requirements,

(2) the capability and capacity of domestic industries to meet national defense requirements, including the availability of human resources, products, technology, materials, and other supplies and services,

(3) the control of domestic industries and commercial activity by foreign citizens as it affects the capability and capacity of the United States to meet the requirements of national security,

(4) the potential effects of the proposed or pending transaction on sales of military goods, equipment, or technology to any country -

(A) identified by the Secretary of State -

(i) under section 6(j) of the Export Administration Act of 1979 [section 2405(j) of this Appendix], as a country that supports terrorism;

(ii) under section 6(l) of the Export Administration Act of 1979 [section 2405(l) of this Appendix], as a country of concern regarding missile proliferation; or

(iii) under section 6(m) of the Export Administration Act of 1979 [section 2405(m) of this Appendix], as a country of concern regarding the proliferation of chemical and biological weapons; or

(B) listed under section 309(c) of the Nuclear Non-Proliferation Act of 1978 [42 U.S.C. 2139a(c)] on the "Nuclear Non-Proliferation-Special Country List" (15 C.F.R. Part 778, Supplement No. 4) or any successor list; and

(5) the potential effects of the proposed or pending transaction on United States international technological leadership in areas affecting United States national security.

(g) Report to the Congress

The President shall immediately transmit to the Secretary of the Senate and the Clerk of the House of Representatives a written report of the President's determination of whether or not to take action under subsection (d), including a detailed explanation of the findings made under subsection (e) and the factors considered under subsection (f). Such report shall be consistent with the requirements of subsection (c) of this Act.(!2)

(h) Regulations

The President shall direct the issuance of regulations to carry out this section. Such regulations shall, to the extent possible, minimize paperwork burdens and shall to the extent possible coordinate reporting requirements under this section with reporting requirements under any other provision of Federal law.

(i) Effect on other law

Nothing in this section shall be construed to alter or affect any existing power, process, regulation, investigation, enforcement measure, or review provided by any other provision of law.

(j) Technology risk assessments

In any case in which an assessment of the risk of diversion of defense critical technology is performed by a designee of the President, a copy of such assessment shall be provided to any other designee of the President responsible for reviewing or investigating a merger, acquisition, or takeover under this section.

(k) Quadrennial report

(1) In general

In order to assist the Congress in its oversight responsibilities with respect to this section, the President and such agencies as the President shall designate shall complete and furnish to the Congress, not later than 1 year after the date of enactment of this section (!3) and upon the expiration of every 4 years thereafter, a report which -

(A) evaluates whether there is credible evidence of a coordinated strategy by 1 or

more countries or companies to acquire United States companies involved in research, development, or production of critical technologies for which the United States is a leading producer; and

(B) evaluates whether there are industrial espionage activities directed or directly assisted by foreign governments against private United States companies aimed at obtaining commercial secrets related to critical technologies.

(2) "Critical technologies" defined

For the purposes of this subsection, the term "critical technologies" means technologies identified under title VI of the National Science and Technology Policy, Organization, and Priorities Act of 1976 (!3) or other critical technology, critical components, or critical technology items essential to national defense identified pursuant to this section.

(3) Release of unclassified study

The report required by this subsection may be classified. An unclassified version of the report shall be made available to the public.

連邦規制集【エクソン・フロリオの通達の範囲】

TITLE 31--MONEY AND FINANCE: TREASURY

CHAPTER VIII--OFFICE OF INTERNATIONAL INVESTMENT, DEPARTMENT OF THE TREASURY

PART 800_REGULATIONS PERTAINING TO MERGERS, ACQUISITIONS, AND TAKEOVERS BY FOREIGN PERSONS--Table of Contents

Subpart C_Coverage

Sec. 800.301 Transactions that are acquisitions under section 721.

(a) Section 721 applies to acquisitions:

(1) Proposed or pending on or after the effective date

(2) By or with foreign persons

(3) Which could result in foreign control of persons engaged in interstate commerce in the United States.

(b) Transactions that are acquisitions under section 721 include, without limitation:

(1) Proposed or completed acquisitions by or with foreign persons which could or did result in foreign control of a U.S. person, irrespective of the actual arrangements for control planned or in place for that particular acquisition.

(後略)

通信

投資規制対象となるサービス

The Communication Act of 1934, as amended Section 3(42), 47 U.S.C. Section 153(42)

(42) Station license

The term “station license”, “radio station license”, or “license” means that instrument of authorization required by this chapter or the rules and regulations of the Commission made pursuant to this chapter, for the use or operation of apparatus for transmission of energy, or communications, or signals by radio, by whatever name the instrument may be designated by the Commission.

Guideline

“ For example, radio station licenses include broadcast, wireless personal communication services (“PCS”), cellular, microwave, fixed wireless, aeronautical en route, and mobile satellite services.”

免許付与にあたっての外資制限

The Communication Act of 1934, as amended Section 310, 47 U.S.C. Section 310

§ 310. License ownership restrictions

(a) Grant to or holding by foreign government or representative

The station license required under this chapter shall not be granted to or held by any foreign government or the representative thereof.

(b) Grant to or holding by alien or representative, foreign corporation, etc.

No broadcast or common carrier or aeronautical en route or aeronautical fixed radio station license shall be granted to or held by—

(1) any alien or the representative of any alien;

(2) any corporation organized under the laws of any foreign government;

(3) any corporation of which more than one-fifth of the capital stock is owned of record or voted by aliens or their representatives or by a foreign government or representative thereof or by any corporation organized under the laws of a foreign country;

(4) any corporation directly or indirectly controlled by any other corporation of which more than one-fourth of the capital stock is owned of record or voted by aliens, their representatives, or by a foreign government or representative thereof, or by any corporation organized under the laws of a foreign country, if the Commission finds that the public interest will be served by the refusal or revocation of such license.

航空

認可に関する規定

49 U.S.C § 41102. General, temporary, and charter air transportation certificates of air carriers

(a) Issuance.— The Secretary of Transportation may issue a certificate of public convenience and necessity to a citizen of the United States authorizing the citizen to provide any part of the

following air transportation the citizen has applied for under section 41108 of this title:

- (1) air transportation as an air carrier.
- (2) temporary air transportation as an air carrier for a limited period.
- (3) charter air transportation as a charter air carrier.

提供可能なサービス

§ 41103. All-cargo air transportation certificates of air carriers

(a) Applications.— A citizen of the United States may apply to the Secretary of Transportation for a certificate authorizing the citizen to provide all-cargo air transportation. The application must contain information and be in the form the Secretary by regulation requires.

米国民の定義

CHAPTER 401--GENERAL PROVISIONS

Sec. 40102. Definitions¹⁴²

(15) "citizen of the United States" means--

- (A) an individual who is a citizen of the United States;
- (B) a partnership each of whose partners is an individual who is a citizen of the United States; or
- (C) a corporation or association organized under the laws of the United States or a State, the District of Columbia, or a territory or possession of the United States, of which the president and at least two-thirds of the board of directors and other managing officers are citizens of the United States, and in which at least 75 percent of the voting interest is owned or controlled by persons that are citizens of the United States.

Code of Federal Regulations

Title 14: Aeronautics and Space

PART 119—CERTIFICATION: AIR CARRIERS AND COMMERCIAL OPERATORS

Subpart C—Certification, Operations Specifications, and Certain Other Requirements for Operations Conducted Under Part 121 or Part 135 of This Chapter

§ 119.33 General requirements.

- (a) A person may not operate as a direct air carrier unless that person—
- (1) Is a citizen of the United States;
 - (2) Obtains an Air Carrier Certificate; and

¹⁴²

http://frwebgate.access.gpo.gov/cgi-bin/getdoc.cgi?dbname=browse_usc&docid=Cite:+49USC4010
2

(3) Obtains operations specifications that prescribe the authorizations, limitations, and procedures under which each kind of operation must be conducted.

(b) A person other than a direct air carrier may not conduct any commercial passenger or cargo aircraft operation for compensation or hire under part 121 or part 135 of this chapter unless that person—

(1) Is a citizen of the United States;

(2) Obtains an Operating Certificate; and

(3) Obtains operations specifications that prescribe the authorizations, limitations, and procedures under which each kind of operation must be conducted.

PART 121—OPERATING REQUIREMENTS: DOMESTIC, FLAG, AND SUPPLEMENTAL OPERATIONS

PART 135—OPERATING REQUIREMENTS: COMMUTER AND ON DEMAND OPERATIONS AND RULES GOVERNING PERSONS ON BOARD SUCH AIRCRAFT

エネルギー

42 U.S.C. section 2133(d)

No license may be issued to an alien or any corporation or other entity if the Commission knows or has reason to believe it is owned, controlled, or dominated by an alien, a foreign corporation, or a foreign government.

ジョーンズ・アクト（1920年商船法）における「米国市民」の要件

46 U.S.C § 883-1.

Notwithstanding any other provision of law, a corporation incorporated under the laws of the United States or any State, Territory, District, or possession thereof, shall be deemed to be a citizen of the United States for the purposes of and within the meaning of that term as used in sections 316, 808, 835, and 883 of this Appendix, and the laws relating to the documentation of vessels, if it is established by a certificate filed with the Secretary of the Treasury as hereinafter provided, that—

(a) a majority of the officers and directors of such corporation are citizens of the United States;

(b) not less than 90 per centum of the employees of such corporation are residents of the United States;

(c) such corporation is engaged primarily in a manufacturing or mineral industry in the United States or any Territory, District, or possession thereof;

(d) the aggregate book value of the vessels owned by such corporation does not exceed 10 per centum of the aggregate book value of the assets of such corporation; and

(e) such corporation purchases or produces in the United States, its Territories, or possessions not less than 75 per centum of the raw materials used or sold in its operations but no vessel owned by any such corporation shall engage in the fisheries or in the transportation of merchandise or passengers for hire between points in the United States, including Territories, Districts, and possessions thereof, embraced within the coastwise laws, except as a service for a parent or subsidiary corporation and except when such vessel is under demise or bareboat charter at prevailing rates for use otherwise than in the domestic noncontiguous trades from any such corporation to a carrier subject to jurisdiction under subchapter II of chapter 135 of title 49, which otherwise qualifies as a citizen under sections 802 and 803 of this Appendix, and which is not connected, directly or indirectly, by way of ownership or control with such corporation.

As used herein (1), the term “parent” means a corporation which controls, directly or indirectly, at least 50 per centum of the voting stock of such corporation, and (2), the term “subsidiary” means a corporation not less than 50 per centum of the voting stock of which is controlled, directly or indirectly, by such corporation or its parent, but no corporation shall be deemed to be a “parent” or “subsidiary” hereunder unless it is incorporated under the laws of the United States, or any State, Territory, District, or possession thereof, and there has been filed with the Secretary of the Treasury a certificate as hereinafter provided.

Vessels built in the United States and owned by a corporation meeting the conditions hereof which are non-self-propelled or which, if self-propelled, are of less than five hundred gross tons as measured under section 14502 of title 46, or an alternate tonnage measured under section 14302 of that title as prescribed by the Secretary under section 14104 of that title, shall be entitled to documentation under the laws of the United States, and except as restricted by this section, shall be entitled to engage in the coastwise trade and, together with their owners or masters, shall be entitled to all the other benefits and privileges and shall be subject to the same requirements, penalties, and forfeitures as may be applicable in the case of vessels built in the United States and otherwise documented or exempt from documentation under the laws of the United States.

46 U.S.C. —SHIPPING

Subtitle II--Vessels and Seamen

Part E--Merchant Seamen Licenses, Certificates, and Documents

CHAPTER 71--LICENSES AND CERTIFICATES OF REGISTRY

§ 7102. Citizenship

Licenses and certificates of registry for individuals on documented vessels may be issued only

to citizens of the United States.¹⁴³

原子力エネルギー法 (Atomic Energy Act of 1954, 42 U.S.C. section 2011-)

同法の規制目的

42 U.S.C. § 2011. Congressional declaration of policy

Atomic energy is capable of application for peaceful as well as military purposes. It is therefore declared to be the policy of the United States that—

(a) the development, use, and control of atomic energy shall be directed so as to make the maximum contribution to the general welfare, subject at all times to the paramount objective of making the maximum contribution to the common defense and security; and

(b) the development, use, and control of atomic energy shall be directed so as to promote world peace, improve the general welfare, increase the standard of living, and strengthen free competition in private enterprise.

免許要求および外国人・外国企業への付与の禁止

42 U.S.C. § 2133. Commercial licenses

(a) Conditions

The Commission is authorized to issue licenses to persons applying therefor to transfer or receive in interstate commerce, manufacture, produce, transfer, acquire, possess, use, import, or export under the terms of an agreement for cooperation arranged pursuant to section 2153 of this title, utilization or production facilities for industrial or commercial purposes. Such licenses shall be issued in accordance with the provisions of subchapter XV of this division and subject to such conditions as the Commission may by rule or regulation establish to effectuate the purposes and provisions of this chapter.

(d) Limitations

No license under this section may be given to any person for activities which are not under or within the jurisdiction of the United States, except for the export of production or utilization facilities under terms of an agreement for cooperation arranged pursuant to section 2153 of this title, or except under the provisions of section 2139 of this title. No license may be issued to an alien or any any [1] corporation or other entity if the Commission knows or has reason to believe it is owned, controlled, or dominated by an alien, a foreign corporation, or a foreign government. In any event, no license may be issued to any person within the United States if, in

¹⁴³

<http://frwebgate3.access.gpo.gov/cgi-bin/waisgate.cgi?WAISdocID=98641610395+0+0+0&WAISaction=retrieve>

(Pub. L. 98-89, Aug. 26, 1983, 97 Stat. 540.)

the opinion of the Commission, the issuance of a license to such person would be inimical to the common defense and security or to the health and safety of the public.

フランス

通貨金融法典

第三国(EU、EEA 以外の国)からの外国投資に関する規定

【規制の対象となる者：外国投資の定義】

R153-1 条

投資家について、下記の事項は本節における投資となる：

- 1：本店がフランスにある企業の、商法典 L233-3 条にいう支配権を取得すること
- 2：本店がフランスにある企業の活動分野の全部または一部を直接的、または間接的に取得すること
- 3：本店がフランスにある企業の資本金または議決権の直接的または間接的保有が 33.33% の限度を超えること

R153-2 条：

欧州共同体の加盟国に属さず、フランス国と何らかの行政支援に関する協定を締結している欧州経済領域 (EEA) 協定の締結当事国にも属さない自然人によって、又はこれらの国々のいずれにも本店を所有していない企業によって、又はこれらの国々のいずれにも居住していないフランス国籍の自然人によって・・・

【規制対象業種】

R153-2 条：

・・・以下の諸活動に対して行われる第 R. 153-1 条に言及する外国投資は、第 L. 151-3 条の I の意味において、認可手続に依拠するものとする。

- 1 賭博産業における活動。
- 2 法規制の対象となる民間の警備活動。
- 3 テロ活動の枠内における病原性物質又は毒性物質の不正使用に対処するための手段、及びかかる使用がもたらす公衆衛生上の影響を阻止するための手段に関連する研究、開発又は生産活動。
- 4 刑法典第 226-3 条の適用により許可を受けた、通信傍受及び会話の遠隔盗聴を目的として考案された機器に関連する活動。
- 5 情報技術に関連した製品およびシステムによって提供される IT セキュリティの評価及び認証に関する 2002 年 4 月 18 日付のデクレ第 2002-535 号の規定に従って認定された評価機関の枠内でのサービス活動。
- 6 防衛法典第 L. 1332-1 条から第 L. 1332-7 条までの条項において規定する施設を管理する公共又は民間事業者と契約を結んだ企業による、情報システムのセキュリティ

- 部門における財の生産又はセキュリティサービスの提供活動。
- 7 軍事及び民生両用の財及び技術についての欧州共同体輸出管理制度を制定している 2000 年 6 月 22 日付理事会規則 (EC) No 1334/2000 (改定済) の附則 に列挙される軍事及び民生両用の財及び技術に関連する活動。
 - 8 デジタル経済における信頼のための 2004 年 6 月 21 日付の法律第 2004-575 号第 30 条第 節及び 節並びに第 31 条第 節に言及する、暗号化手段及び暗号技術の提供に関連する活動。
 - 9 国防機密の保護に関する 1998 年 7 月 17 日付のデクレ第 98-608 号に従って、とりわけ、国防上機密扱いの契約又は安全管理措置条項を盛り込んだ契約の名目で、国防機密の受託企業によって行われる活動。
 - 10 防衛法典第 2 部第 編の第 章又は第 章によって法規制の対象となる、武器、弾薬、軍事目的に利用される火薬及び爆発物、又は軍需物資及びこれに類似するものについての研究、生産又は商業取引の活動。
 - 11 本条の第 7 号から第 10 号に言及する活動分野に属する財及びサービスの実現に向けて、直接的に又は下請け契約を通じて、国防省の便宜のために調査又は機材納入の契約を締結した企業によって行われる活動。

欧州共同体加盟国からの投資に関する規定

【規制の対象となる者：外国投資の定義】

R153-3 条：

投資は、本節の意味において、投資者による以下の行為のいずれかから成るものとする。

- 1 フランス国内に本店を有する企業に対して、商法典の第 L. 233-3 条の意味において、経営支配権を取得すること。
- 2 フランス国内に本店を有する企業に対して、直接又は間接的に、事業部門のすべて又は一部を取得すること。

R153-4 条：

欧州共同体の加盟国に属する若しくは欧州経済領域 (EEA) 協定の他の締結当事国であってフランス国と何らかの行政支援に関する協定を締結している国に属する自然人によって、又はこれらの国々のいずれかに本店を有する企業によって、又はこれらの国々のいずれかに居住するフランス国籍の自然人によって、・・・・・・

【規制対象業種】

R153-4 条：

・・・・第 R. 153-2 条の第 8 号から第 11 号までに列挙された諸活動に対して行われる投資は、第 R. 153-3 条に依拠する場合には、第 L. 151-3 条の意味において、認可の手續に

従うものとする。

- 8 デジタル経済における信頼のための 2004 年 6 月 21 日付の法律第 2004-575 号第 30 条第 節及び 節並びに第 31 条第 節に言及する、暗号化手段及び暗号技術の提供に関連する活動。
- 9 国防機密の保護に関する 1998 年 7 月 17 日付のデクレ第 98-608 号に従って、とりわけ、国防上機密扱いの契約又は安全管理措置条項を盛り込んだ契約の名目で、国防機密の受託企業によって行われる活動。
- 10 防衛法典第 2 部第 編の第 章又は第 章によって法規制の対象となる、武器、弾薬、軍事目的に利用される火薬及び爆発物、又は軍需物資及びこれに類似するものについての研究、生産又は商業取引の活動。
- 11 本条の第 7 号から第 10 号に言及する活動分野に属する財及びサービスの実現に向けて、直接的に又は下請け契約を通じて、国防省の便宜のために調査又は機材納入の契約を締結した企業によって行われる活動。

R153-5 条：

・・・以下の諸活動に対して行われる投資は、第 R. 153-3 条の第 2 号に依拠する場合には、第 L. 151-3 条の意味において、認可の手續に従うものとする。

- 1 資金洗浄行為への対処に関する要件により投資規制が求められる限りにおいて、海浜リゾート地、湯治場、保養地の賭博場における賭博行為を規制している 1907 年 6 月 15 日付の法律（改定済）の意味における賭博場の活動。
- 2 民間警備活動を法規制の対象とする 1983 年 7 月 12 日付法律第 83-629 号（改定済）の意味において、これらの活動を営む企業が以下のいずれかの行為を行う場合における民間警備活動。
 - a) 防衛法典の第 L. 1332-1 条の意味において、極めて重要な公共又は民間事業者に役務サービスを提供すること。
 - b) 民間航空法典の第 L. 282-8 条及び港湾法典の第 L. 324-5 条の条項に定義される警備任務に直接及び集中的に参加すること。
 - c) 刑法典第 413-7 条及び国防機密の保護に関する 1998 年 7 月 17 日のデクレ第 98-608 号の施行に伴い制定された条文の意味において、保護地域又は保留地域に立ち入ること。
- 3 以下に挙げる点と排他的に関わりを持っている研究、開発又は生産の諸活動。
 - a) 病原性物質、動物原生感染症の病原体、毒性物質、並びに、軍事及び民生の財及び技術についての欧州共同体輸出管理体制を制定している 2000 年 6 月 22 日付理事会規則（EC）No 1334/2000（改定済）の附則 第 1C351 項及び第 1C352 a.2 項に言及される、これらの遺伝要素及びこれらの遺伝情報の翻訳産物。

- b) 1993年1月13日にパリで署名された、化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約の適用により禁止された物質に対する手段。
- 4 テロ活動及び犯罪行為への対処に関する要件により投資規制が求められる限りにおいて、刑法典第226-3条の適用により許可を受けた、通信傍受及び会話の遠隔盗聴のために考案された資材に関連している研究、開発、生産又は商業化の諸活動。
 - 5 テロ活動及び犯罪行為への対処に関する要件により投資規制が求められる限りにおいて、情報技術に関連した製品およびシステムによって提供された IT セキュリティの評価及び認証に関する 2002 年 4 月 18 日付のデクレ第 2002-535 号の規定するところに従って認定された評価機関の枠内でのサービスの提供活動。但し、これらの活動に従事する企業が国家機関の便宜のためにこれらのサービスを提供する場合に限る。
 - 6 防衛法典の第 L. 1332-1 条から第 L. 1332-7 条までの条項の意味において極めて重要な施設を管理する公共又は民間事業者と契約を締結した企業が、その施設を保護するために行う、情報システムのセキュリティ産業部門における、財の生産活動又はセキュリティサービスの提供活動。
 - 7 国家防衛と関わりを持つ企業の便宜のために行われる、上述の 2000 年 6 月 22 日付理事会規則の附則 に列挙される軍事及び民生両用の財及び技術に関連した活動。

共通規定

【規制方法】

R153-6 条：

I. 投資が、すべて同一の企業集団に属している企業、すなわち、直接的又は間接的に、同一の株主により同企業の総株主若しくは総出資者の議決権の 100 分の 50 を超える議決権が保有されている企業、又は同一の株主により発行済株式等の 100 分の 50 を超える株式等が保有されている企業の間で遂行される場合、本章で定める認可は取得されたものとみなす。

ただし、投資が、第 R. 153-2 条及び第 R. 153-4 条にそれぞれ列挙された活動のうちいずれかの活動を行う事業部門のすべて又は一部を外国に移転することを目的とする場合は、当該認可は取得されたものとみなされない。

第 R. 153-1 条の第 3 号に言及され、かつ、第 R. 153-2 条に列挙されている投資の場合において、直接的又は間接的に、フランス国内に本店を有する企業の総株主若しくは総出資者の議決権の 100 分の 33.33 を超える議決権を保有しているか、又は発行済株式等の 100 分の 33.33 を超える株式等を保有している投資者について、当該企業の経営支配権の取得が商法典の第 L. 233-3 条の意味において本章の適用により既に認められた場合は、認可は前項と同様に事前の請求なしに取得されるものとする。

ただし、仮に事前の認可請求が本条で定める前提において提示された場合には、請求に

対し交付される受理証に「当該請求には根拠が存在せず」の文言が記載されることになる。

R153-7 条：

投資を行う前に、投資者は当該投資が認可手続に従うものであるかを確認するために、経済担当大臣宛に書面による照会を行うことができる。当該大臣は 2 箇月以内に回答するものとする。ただし、回答の欠如は認可の請求を免除することに相当しない。

R 153-8 条：

経済担当大臣は認可の請求を受理した日から起算して 2 箇月以内に意見を表明するものとする。意見の表明がない場合には、認可は取得されたものとみなす。
経済担当大臣の発する命令によって、認可請求に関する書類の構成内容が定められる。

R 153-9 条：

経済担当大臣は、認可に 1 つ又は複数の条件を付加することにより第 L. 151-3 条に定義されるような国益の保全が得られることができるかどうかについて調査を行うものとする。

これらの条件は主として、投資者による、活動の持続性、事業能力、研究・開発の能力又は関連技術情報についての保全、調達の安全性、又はフランス国内に本店を有する企業による、公共調達の枠内での、又は、公安、国防上の利益、又は武器、弾薬、火薬及び爆発物の分野においての研究、生産若しくは商業取引と関係のある契約の枠内での、直接的に又は下請け契約を通じての、契約上の義務の履行に関連するものとする。

認可を必要とする活動が二次的にしか営まれない場合においては、経済担当大臣は、認可の付与を、外国投資者と独立した関係にある企業への当該活動の譲渡に従属させることができる。

本条で定める条件は、応分性の原則の遵守において定められる。

R 153-10 条：

経済担当大臣は、請求の審査の結果として以下の判断のいずれかを下した場合には、しかるべき理由のある決定によって計画された投資の認可を拒否する。

- 1 投資者が、刑法典の第 222-34 条から第 222-39 条まで、第 223-15-2 条、第 225-5 条、第 225-6 条、第 225-10 条、第 324-1 条、第 421-1 条から第 421-2-2 条まで、第 433-1 条、第 450-1 条 及び第 450-2-1 条の適用対象となる違反行為のいずれかを犯す可能性があるという根拠のある推定が存在する。
- 2 第 R. 153-9 条に言及された条件の実施が、以下に挙げる理由から、それだけでは、第 L. 151-3 条によって定義される国益の保全を確保するために十分でない。

- a) 活動の持続性、事業能力、研究・開発の能力又は関連技術情報が保全されない可能性がある。
- b) 調達の実行が確保されない可能性がある。
- c) フランス国内に本店を有する企業による、公共調達の枠内での、又は、公安、国防上の利益、又は武器、弾薬、火薬及び爆発物の分野においての研究、生産若しくは商業取引と関係のある契約の枠内での、直接的に又は下請け契約を通じての、契約上の義務の履行が妨げられる可能性がある。

R 153-11 条：

第 L. 151-3 条の の規定の適用によって、以前の状態へ復元するために投資者に与えられる猶予期間は経済担当大臣により通知される。当該期間は 12 箇月を超えることができない。

R 153-12 条：

本章で定める認可を審理するための所轄官庁は、外国投資者により提供された情報、特に資金の出所に関連した情報の正確さを確認するために、国際協力を求めることができる。

2005 年 12 月 30 日付「対外金融関係を規制する政令」第 2005 - 1739 号

第 1 条

通貨金融法典第 1 部第 5 編に「事前許可を要する外国投資」と題し、以下の内容の R153-1 条から R153-12 条を含む第 3 章を挿入する。

挿入文は通貨金融法典とほぼ同文。

EU 法関連条文は以下の通りである。

第 56 条

加盟国間および加盟国と第三国との間の資本移動に係わる制限を禁止する

第 58 条第 1 項 b

加盟国は、特に税法の分野、金融機関の監督における法律、規制の違反を阻止するのに必要な措置をとること、行政上、統計上の情報の目的で資本移動の申告手続きを制定すること、あるいは公共政策や公共の安全上正当化される措置を取ることができる。

第 296 条

この条約の規定は次の法律の適用を妨げない。

(b)どの加盟国も武器、弾薬および戦争物資の貿易手続きに関連する安全上、必要不可欠な利益を保護するのに必要と考える場合、次の措置、すなわち軍事目的外の製品の共通市場の競争条件を阻害しない措置を取ることができる。